

喜多方市国土強靱化地域計画

(令和3年度～令和8年度)

令和3年3月



喜多方市国土強靱化地域計画（令和３年度～令和８年度）

目 次

第１章 総説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

- １ 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
- ２ 計画の位置付けと地域防災計画との関係・・・・・・・・・・・・・１
- ３ 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

第２章 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

- １ 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
- ２ 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
- ３ 強靱化を推進する上での基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
- ４ 脆弱性評価と推進方針策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第３章 地域特性と想定するリスク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

- １ 喜多方市の地域特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
- ２ 想定するリスク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
- ３ 起きてはならない最悪の事態の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
- ４ 施策分野の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

第４章 脆弱性評価と強靱化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

- １ 脆弱性評価と推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
- ２ 重点施策の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９１
- ３ 計画の推進と進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９１

- 【巻末資料１】 喜多方市国土強靱化地域計画における脆弱性評価・施策調査票
- 【巻末資料２】 喜多方市国土強靱化地域計画推進方針一覧（分野マトリクス）

第1章 総説

1 計画策定の趣旨

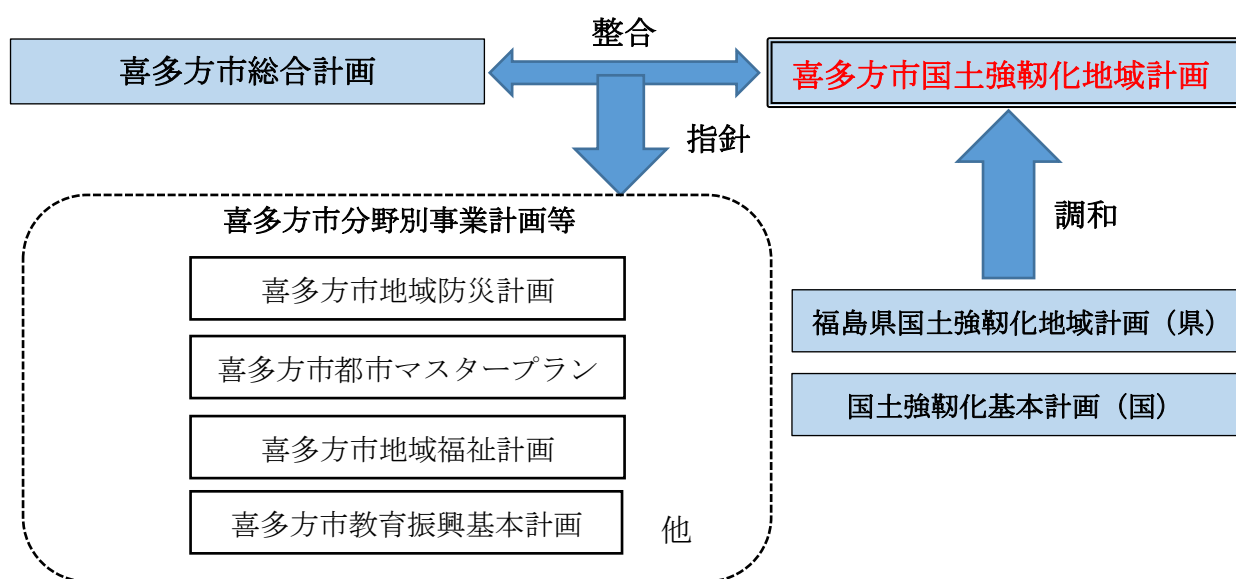
全国において、地理的及び自然的な特性から、多くの大規模自然災害等による被害を受け、自然の猛威は想像を超える悲惨な結果をもたらしてきました。東日本大震災の際は、改めて自然の猛威の前に立ち尽くし、その猛威からは逃れることはできないことを思い知らされました。その後も大規模自然災害等でこれまでのまちづくりの根幹を揺るがす被害を受けた地域は各地にあります。

本市は、平成29年度を初年度とする「喜多方市総合計画（2017～2026）」（以下「総合計画」という。）を策定し、「力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち」を目標に、市民との協働によるまちづくりを推進しています。また、「喜多方市長期人口ビジョン」、「喜多方市総合戦略」では、総合計画を基本的指針とし、地域経済の活性化や人口減少の抑制に取り組んでいます。

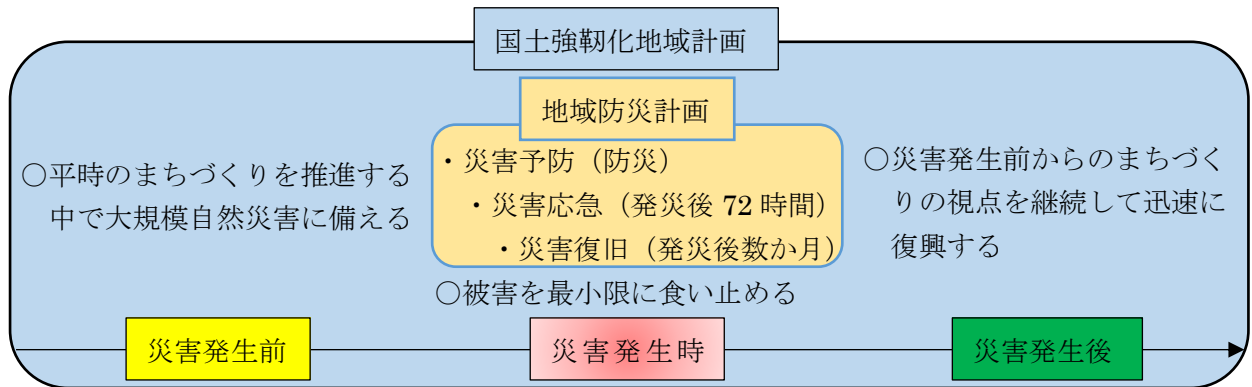
本市において大規模自然災害等による最悪の事態を招かないため、国の「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」及び福島県の「福島県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）」と調和を保ち、近隣市町村との連携を強化し、大規模自然災害等が発生しても、平時から取り組んでいる「力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち」が失われない「強さ」と「しなやかさ」を備えたまちづくりの構築に向け「喜多方市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付けと地域防災計画との関係

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき策定するものであり、本市における国土強靱化に関し、総合計画と整合を図るものです。また、市政の推進に当たり、施策が大規模自然災害等によって停滞しない、また、早期に復興するため、市の分野別事業計画等の指針として位置付けるものです。



なお、災害対策基本法に基づく「喜多方市地域防災計画」は、分野別事業計画に該当し、災害について予防・応急・復旧等の対策が定められています。一方、本計画は、平時よりまちづくりを推進していく中で災害に備え、災害発生時の被害を低減させ、また被災後の復旧・復興を迅速に進めるため、行政機能や地域社会、社会経済活動など、防災に関することに限らない市全体の施策に関する総合的な指針として位置付けるものです。



3 計画期間

計画期間は、総合計画の期間に合わせ、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

なお、計画期間中においても、総合計画の中間見直しをはじめ、基本計画及び県地域計画の改訂による整合性や社会情勢等に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

基本計画及び県地域計画を踏まえ、本市における強靱化を推進する上での「基本目標」として、次の4項目を設定します。

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小限化が図られること
- 4 迅速な復旧復興が図られること

2 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、「事前に備えるべき目標」として、次の8項目を設定します。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る7 制御不能な二次災害を発生させない8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済を迅速に再建・回復できる条件を整備する |
|--|

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念及び基本計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本市における強靱化を推進します。

（１）強靱化の取組姿勢

- 本市の強靱性を損なう本質的原因（脆弱性）について、あらゆる面から検討し、取り組みます。
- 地域の活力を高める視点を持ち、災害に強いまちづくりにつながるよう取り組みます。
- 短期的な視点によらず、長期的な視点を持って計画的に取り組みます。

（２）適切な施策の組み合わせ

- 災害リスクから住民及び来訪者の命を守り、被害を最小限に抑えるため、本市の特性に合わせたハード対策とソフト対策を組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- 国、県、市、住民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担・協力のもと、「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせを推進し、地域防災力の形成に取り組みます。
- 大規模自然災害時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時においても有効な施策となるよう工夫して取り組みます。

（３）効率的な施策の推進

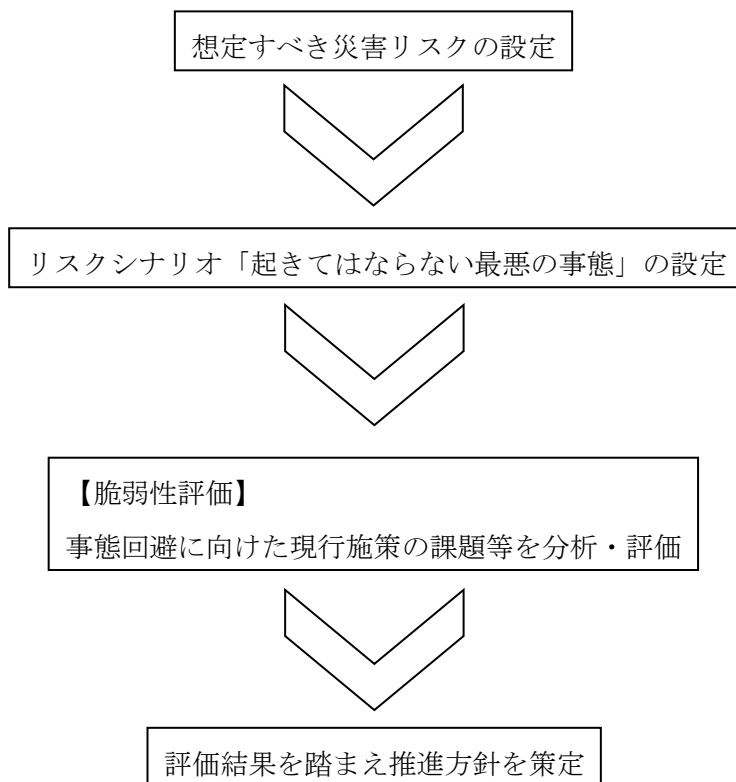
- 既存の社会資本を有効活用するとともに、施設等の適正な維持管理や、国・県の施策及び民間資金の活用等により、限られた財源で効率的な行政運営に努め、施策を推進します。
- ソフト事業の実施においても、強靱化の推進に資する内容を組み込む等工夫します。

（４）地域の特性に応じた施策の推進

- 人口減少・少子高齢化、産業・交通事情等、本市特有の地域特性や既存の課題の対策にも対応できる強靱化施策を推進します。
- 高齢者、こども、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮して施策を講じます。
- 自然との共生、環境との調和及び文化的側面、景観の維持に配慮して施策を講じます。

4 脆弱性評価と推進方針策定

- (1) 本市を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、本市が抱える課題・弱点「脆弱性」を洗い出し、現在の現状や施策について分析・評価し、本市の強靱化に必要な施策の「推進方針」を策定します。



- (2) 強靱化に必要な施策の推進方針を策定するために必要不可欠なプロセスとしての【脆弱性評価】は、「喜多方市国土強靱化地域計画における脆弱性評価・施策調査票」（策定時点のものを巻末資料1として添付）により行い、その評価の総論とそれにより策定した推進方針の概略的内容を第4章に掲げるものとします。
- (3) 推進方針における事業については「喜多方市国土強靱化地域計画推進方針一覧（分野マトリクス）」（策定時点のものを巻末資料2として添付）により事業の把握及び進捗状況を管理します。その際は、具体的な数値目標をもとに、進捗状況を毎年度確認し、脆弱性の克服に向けた施策の達成度の把握に努めます。

第3章 地域特性と想定するリスク

1 喜多方市の地域特性

(1) 歴史

本市の一帯は、会津地方の北部に位置していたことから、古来、北方（きたかた）と称され、江戸時代には、会津藩の領地でした。明治以降、小さな集落を合わせて町や村が形成され、昭和20年代後半から30年代にかけて、町村合併促進法により形成された喜多方市、熱塩加納村、塩川町、山都町及び高郷村の5つの市町村が、平成18年1月4日に合併し、現在の喜多方市が誕生しました。

(2) 位置・面積・地形

本市は、福島県の北西部、会津盆地の北に位置し、北西に飯豊連峰の雄大な山並みが連なり、東には名峰磐梯山の頂を望み、雄国山麓が裾野を広げる豊かな自然に恵まれた風光明媚で風格のあるまちです。

北は山形県米沢市、同県西置賜郡飯豊町、同県同郡小国町、東は耶麻郡北塩原村、西は同郡西会津町、新潟県新発田市、同県東浦原郡阿賀町、南は会津若松市、河沼郡会津坂下町、同郡湯川村、耶麻郡磐梯町と接し、総面積554.63㎏の広大な市域を有しています。市域の約7割を森林が占めており、市の東部、西部、北部地域を中心に、山林が広がっています。一方、市の中心部から南部にかけては、平坦な地形で、市街地を囲むように、田園地帯が広がっています。市の南端には、一級河川である阿賀川が流れており、猪苗代湖を源とする一級河川の日橋川や山林地帯からの支流が集まり、只見川と合流し、山間地帯を蛇行しながら、新潟県へ流れていきます。

(3) 気候

気候は日本海側気候に属し、また盆地特有の内陸性気候の特徴を有しており、年平均気温は11℃前後で、年間降水量は1,500mm程度となっています。また、寒暖差が大きく、夏は気温が高く厳しい暑さが続く日もある一方、冬は寒冷で平均1～2m、山間部では3mに及ぶ大量の積雪に見舞われるところもあり、特別豪雪地帯を含む豪雪地帯となっています。

(4) 人口

本市の人口は、昭和30年の81,257人（旧5市町村合計）をピークに、その後は減少に転じ、平成18年の合併時は56,286人、平成27年には49,377人、令和2年には46,061人（令和2年4月1日現在）となり、合併後15年余りで約1万人の人口が減り、人口減少に歯止めがかからない状況にあります。

年齢3区分の人口推計を見ると、昭和55年から生産年齢人口（15歳～64歳）及び年少人口（0歳～14歳）は減少している一方、高齢人口（65歳以上）は増加しており、平成2年には高齢人口と年少人口の割合が逆転しています。その後も差は広がり続けており、少子高齢化が進行している状況となっています。

平成 27 年の人口に占める老年人口の割合は 33.8%で、人口の 3 人に 1 人は 65 歳以上となっています。

また、令和元年 12 月に策定した「喜多方市長期人口ビジョン（第 2 版）」では、本市独自の将来人口を推計しており、2010（平成 22）年に 52,356 人であった人口が、2040（令和 22）年には、37,551 人、2060（令和 42）年には、30,642 人となるとしています。

本市では人口減少対策を最重要課題として捉え、特に東日本大震災とその後の東京電力福島第一原子力発電所事故以降、若者の市外流出の抑制のため、企業誘致や雇用確保、農業振興等産業の振興による所得の向上に精力的に取り組んできました。今後は、更なる雇用の創出や結婚・子育て支援、人材育成などの施策を複合的に展開することで、2040（令和 22）年で 37,000 人以上、2060（令和 42）年で 30,000 人以上の人口を確保できるよう取り組んでいます。

2 想定するリスク

住民生活に影響を及ぼすことが想定される大規模自然災害等に関し、過去に市内で発生した自然災害及び他地域で発生し本市にも起こりうる災害に鑑み、今後本市に甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害等全般について、以下のとおり本計画において想定すべき災害リスクの対象とします。

（1）地震災害（内陸型地震（直下型地震））

ア 想定する災害

会津盆地西縁断層帯地震・会津盆地東縁断層帯地震

【規模等】マグニチュード 7 クラス、最大震度 6 強

【被害状況】建物損壊、火災、液状化、断層崖出現、河川塞止め浸水被害、土砂災害、倒木・電柱倒壊による停電・断水（ライフライン被害）、交通インフラ破壊、燃料供給停止・物資供給停止、集落孤立等

イ 参考にする過去の災害等

① 会津地震（慶長 16 年 8 月 21 日（1611 年 9 月 27 日））

- ・ マグニチュード 6.9、家屋倒壊 2 万戸、死者 3,700 人、山崩れ・河川塞き止め湖沼発生、冠水に伴い集落移転。

② 新潟県中越地震（平成 16 年 10 月 23 日）

- ・ マグニチュード 6.8、最大震度 7、死者 39 人、負傷者 2,623 人、住家全半壊 1,289 棟、一部損壊 9,409 棟、建物火災 9 棟。
- ・ 福島県は住家一部損壊 1 棟、人的被害なし。

（2）地震災害（海溝型地震（海洋断層型・プレート型地震））

ア 想定する災害

日本海東縁変動帯地震

【規模等】マグニチュード 8 前後、最大震度 6 程度

【被害状況】建物損壊、火災、液状化、断層崖出現、河川塞止め浸水被害、土砂災害、倒木・電柱倒壊による停電・断水（ライフライン被害）、交通インフラ破壊、燃料供給停止・物資供給停止、集落孤立等

イ 参考にする過去の災害等

① 新潟地震（昭和 39 年 6 月 16 日）

- ・ マグニチュード 7.5、最大震度 5、死者 26 人、負傷者 447 人、住家全半壊 8,600 棟・一部損壊 67,825 棟。
- ・ 福島県で震度 5、負傷者 12 人、住家全半壊 14 棟、道路 15 箇所、山崩れ 17 箇所発生。

② 東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日）

- ・ 福島県を含む、現代日本最大の地震災害。マグニチュード 9、最大震度 7、津波、原子力発電所事故発生、死者 15,899 人、行方不明者 2,529 人、重軽傷者 6,157 人、住家全半壊 404,893 棟、道路橋梁被害 4,314 箇所、山崩れ 207 箇所、堤防決壊 45 箇所、他多数の被害。

（3）風水害

ア 想定する災害

台風災害

【規模等】最大級の台風による暴風及び 7 月の平年月間降水量の約 4 倍の集中豪雨（想定最大規模降雨量 867mm/48h）※令和 2 年大塩川浸水想定区域設定時

【被害状況】河川の氾濫、家屋等の浸水害・倒壊等、土砂災害、ライフライン被害、道路交通障害、集落孤立等

イ 参考にする過去の災害等

① 令和元年東日本台風（令和元年 10 月）

- ・ 福島県を含む統計史上最大の台風災害。死者 98 人、行方不明者 3 人、重軽傷者 484 人、住家全半壊 27,886 棟、床上浸水 13,016 棟、床下浸水 24,613 棟、71 河川 140 箇所の堤防決壊・河川氾濫による浸水害・土砂災害、ライフライン被害、交通障害等、多数の被害が発生

（4）土砂災害

ア 想定する災害

土砂災害

【規模等】大雨による大規模土砂災害及び地下水等による大規模地すべり災害

【被害状況】家屋等の倒壊等、土砂の住宅への浸水害、ライフライン被害、道路交通障害、集落孤立等

イ 参考にする過去の災害等

① 熱塩加納町熱塩土砂災害（平成 25 年 7 月 22 日）

- ・ 局所的な大雨により、熱塩地区では 7 月 22 日 8:00～23:00 までに 141 mm の降雨を観測。熱塩温泉街西部の山を流れる湯上沢の中腹にある池の出口が多量の雨水により広がり、大量の土砂が温泉街の温泉旅館や住宅等に流出した。
- ・ 市は 22:45 に熱塩行政区 35 世帯 120 名に避難指示を発令し避難所開設。翌 23 日 13:15 指示解除。
- ・ 人的被害はなかったものの、床上床下浸水 9 棟、土砂崩れにより県道が通行止めとなった。

② 高郷町揚津地すべり災害（平成 30 年 4 月）

- ・ 傾斜地盤が徐々に地すべりを起こした。住宅 1 棟被害、県道・農地に亀裂、鉄塔 1 基変形、河川へ土砂が崩落流入。
- ・ 避難勧告（赤岩地区 1 世帯 2 名）は 2 年以上に及んだ。

（5）豪雨災害

ア 想定する災害

停滞前線の大規模な発達による集中豪雨災害

【規 模 等】 7 月の平年月間降水量の約 4 倍の集中豪雨

（想定最大規模降雨量 867mm/48h）※令和 2 年大塩川浸水想定区域設定時

【被害状況】 河川の氾濫、家屋等の浸水害・倒壊等、土砂災害、ライフライン被害、
道路交通障害、集落孤立等

イ 参考にする過去の災害等

① 平成 23 年新潟・福島豪雨（平成 23 年 7 月）

- ・ 会津地方で 700mm 超の降雨。死者 4 人、行方不明者 2 人、重軽傷者 13 人、住家全半壊 1,074 棟、床上浸水 1,082 棟、床下浸水 7,858 棟、堤防決壊・河川氾濫による浸水害・農地冠水他

② 平成 30 年 7 月豪雨

- ・ 西日本を中心に被害。平成最大の大雨災害。死者 224 人、行方不明者 8 人、重軽傷者 459 人、住家全半壊 17,636 棟、床上浸水 8,567 棟、床下浸水 21,913 棟、堤防決壊・河川氾濫による浸水害・土砂災害、断水・停電・交通障害等、多数の被害が発生

（6）豪雪災害

ア 想定する災害

豪雪災害

【規 模 等】 平野部の最深積雪 2 m 以上、山間部 3 m 以上

【被害状況】 落雪・雪崩等による死傷者、家屋倒壊、道路寸断、交通事故、交通網麻痺、ライフライン被害、除雪費枯渇、集落孤立等

イ 参考にする過去の災害等

① 昭和 56 年豪雪

- ・ 北陸地方を中心とした豪雪。山間部を中心に 6 日間での 2 m 積雪を記録。死者行方不明者 152 人、負傷者 2,158 人、住家全半壊 466 棟、浸水被害 8,097 棟。
- ・ 福島県では死者、行方不明者 17 人、負傷者 27 人、住家全半一部損壊 987 棟、浸水被害 306 棟、融雪期にも道路等 126 億円以上の被害があった。自衛隊が本格出動した大規模雪害。

② 平成 18 年豪雪

- ・ 死者行方不明者 152 人（会津地方で 3 人）、重軽傷者 2,145 人、住家全半一部損壊 4,713 棟、浸水被害 113 棟。
- ・ 会津地方の一年度間の降雪量 860 cm（直近 5 年平均 658 cm を 2 m 以上超過）。
- ・ 雪崩・交通事故等による通行止め、迂回路の渋滞、列車立ち往生等、多数の被害が発生。

③ 平成 22 年大雪

- ・ 会津地方を中心とした大雪。1 日降雪量が会津若松で 94 cm となり、翌日の最深積雪 115 cm は観測史上 1 位タイ（昭和 56 年豪雪同様）を記録。
- ・ 磐越自動車道の通行止めにより、国道 49 号線が渋滞し、スタック発生。約 350 台が約 33 時間足止めとなったが、人的被害はなかった。

④ 平成 23 年度及び平成 28 年度の大雪

- ・ 本市では、平成 23 年度及び平成 28 年度に降雪日が続き、雪崩で集落孤立（藤巻）、除雪中の屋根下転落・路面での転倒・側溝巻込まれ等により死者 1 名や重軽傷者が多数発生した。
- ・ 除排雪作業で道路の側溝に排出した雪により水の流れが滞り、水が側溝外にあふれ、住家に浸水被害が発生している。
- ・ 本市は除排雪費予算不足のため、国・県へ緊急要望を実施した。

（7）火山災害

ア 想定する災害

磐梯山噴火に伴う融雪型火山泥流発生による火山災害

【規 模 等】 日橋川河川沿いを中心とした塩川町中心部の火山泥流被害

【被害状況】 泥流による死傷者、家屋倒壊、道路交通障害、集落孤立、ライフライン被害等

イ 参考にする過去の災害等

① 北海道十勝岳噴火による融雪型火山泥流災害（大正 15 年 5 月 24 日）

- ・ 上富良野村及び美瑛村で被害。12 時 11 分に 1 回目の噴火が起こり、同日 16 時 17 分すぎ、2 回目の大きな噴火が起こった。この噴火で中央火口丘の北西部が破壊され、崩壊物は北西斜面をなだれのように流下して、硫黄鉱山事務所の建物をおそい、さらに急速に積雪を溶かして大量の土砂・泥流を生じ、岩石や倒木も伴って美瑛川と富良野川に分かれて流下。噴火後わずか 25～26 分（時速約 60 km）で火口からの距離 25 km の上富良野原野に達した。
- ・ この災害では死者行方不明 144 名、建物 372 棟、家畜 68 頭、602 羽が失われた。

3 起きてはならない最悪の事態の設定

第2章で設定した8項目の「事前に備える目標」ごとに、本市の地域特性並びに基本計画及び県地域計画を踏まえ、以下の31項目の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定します。

○ 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	（通番） 番号	内 容
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	（1） 1－1	地震等による建物・公共施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
	（2） 1－2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	（3） 1－3	大規模な火山災害及び土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市土の脆弱性が高まる事態
	（4） 1－4	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
	（5） 1－5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	（6） 2－1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	（7） 2－2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
	（8） 2－3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	（9） 2－4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	（10） 2－5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺
	（11） 2－6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	（12） 2－7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	（13） 3－1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	(14) 4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	(15) 4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	(16) 5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
	(17) 5-2	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る	(18) 6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
	(19) 6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
	(20) 6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
	(21) 6-4	異常渇水等による用水の供給の途絶
7 制御不能な二次災害を発生させない	(22) 7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	(23) 7-2	有害物質の大規模拡散・流出
	(24) 7-3	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
	(25) 7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	(26) 7-5	風評等による地域経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済を迅速に再建・回復できる条件を整備する	(27) 8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	(28) 8-2	復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	(29) 8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	(30) 8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失
	(31) 8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

4 施策分野の設定

国土強靱化を推進する施策分野として、次のとおり9つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定します。

これらは、脆弱性評価及び施策の推進方針の作成において、事業の整理及び分野の組合せを考察することができるよう活用していくこととします。

○個別施策分野

1	行政機能／消防等
2	住宅・都市
3	保健医療・福祉
4	ライフライン・情報通信
5	経済・産業
6	交通・物流
7	農林
8	環境
9	国土保全・土地利用

○横断的分野

1	リスクコミュニケーション
2	老朽化対策

第 4 章 脆弱性評価と強靱化の推進

1 脆弱性評価と推進方針

リスクシナリオの設定を基に、脆弱性を評価し、それを克服するための施策の推進方針を設定しました。

以下に、見開き左ページにリスクシナリオの脆弱性評価、右ページに推進方針を示します。

(例)

1 ～ 8 事前に備えるべき目標	
1－1 ～ 8－5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ通番）	
脆弱性評価（左ページ）	： 推進方針（右ページ）

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生（1）

脆弱性評価

1 住宅・建築物の耐震化

①住宅・建築物の耐震化

本市の住宅の耐震化率は約70%であり、福島県耐震改修促進計画を踏まえ、住宅耐震化率95%とすることを目標として耐震化を推進しています。特に旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化を促進する必要があると、所有者への啓発や耐震診断、耐震改修を促進する必要があります。また、福島県耐震改修促進計画を踏まえ多数の者が利用する特定建築物の耐震化率95%を目標とし耐震化を推進する必要があると、引き続き耐震化率向上のための啓発や耐震化への支援を行うとともに、倒壊のおそれのあるブロック塀等の倒壊防止に取り組む必要があります。

②庁舎等の耐震化等

庁舎は行政サービスの拠点であり、災害時は防災拠点となる施設であるため、耐震性や災害に対応するための設備を充実する必要があります。本庁舎は平成26年9月に開庁し、免震構造で非常用発電設備を有しています。各総合支所（4支所）については、塩川総合支所庁舎、山都総合支所庁舎が平成30年1月に開庁し、耐震構造及び非常用発電設備を設置しましたが、高郷総合支所庁舎は非常用発電設備がなく、熱塩加納総合支所庁舎は新耐震基準を満たしていない状況であるため、耐震性や災害等に対応する設備が必要です。

③市営住宅の耐震化、長寿命化

本市が管理する20団地、120棟、797戸のうち耐用年数を経過して建物の老朽化が進んでいる住棟が36棟146戸（30%）あります。「木造住宅及び簡易耐火構造」の住棟の多くは耐用年数を経過し「用途廃止」等の事業手法を適切に選択、実施していく必要があります。また、鉄筋コンクリート造の外壁について、剥離やクラック等が発生している団地があることから、劣化状況を把握し適正に改修を実施する必要があります。また、近年公営住宅を災害時の仮住まいとして活用されるケースがあるため一定程度のストックを確保する必要があります。

④学校施設の耐震化、長寿命化

学校施設は児童生徒の学習や生活の場であるとともに、地域コミュニティの醸成や災害時の緊急避難場所としての機能を有する重要な施設です。本市の小学校17校、中学校7校の耐震化については、計画的な取組を進め、平成29年度に完了しましたが、昭和40年代から50年代に建築された施設設備が多く、全体的に老朽化が進んでおり、今後、少子化等に対応した学校の適正規模適正配置の検討状況を見ながら、計画的に改修・改築等を進めていく必要があります。

⑤市立こども園耐震化

市立こども園10園の耐震化率は100%ですが、全ての施設において経年劣化が進んでいることから、必要な修繕等を行いながら維持していく必要があります。

⑥市立児童館及び児童クラブ館耐震化

市立児童館及び児童クラブ館13施設の耐震化率は85%（11施設が耐震化を実施）ですが、全ての施設において経年劣化が進んでいることから、必要な耐震化工事や修繕等を行いながら維持していく必要があります。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生（1）

推進方針

1 住宅・建築物の耐震化

①住宅・建築物の耐震化

喜多方市耐震改修促進計画の改定を実施し、住宅の耐震化率 95%の達成に向け、住宅・建築物安全ストック形成事業により引き続き耐震診断の実施、耐震改修費用一部助成を行い、旧耐震基準の木造住宅の耐震化を推進します。

また、耐震診断の実施と結果報告が義務化された民間建築物について、耐震改修設計及び耐震改修工事への助成を行い、建築物の耐震化を推進します。さらに、道路等に面したブロック塀の耐震化を進めるため、撤去等に対する支援を行います。

②庁舎等の耐震化等

災害時における行政機関の機能を確保するため、喜多方市公共施設等総合管理計画及び喜多方市公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づき、住宅・建築物安全ストック形成事業により本庁舎、各総合支所等の長寿命化などの老朽化対策や改築を計画的に進めます。

③市営住宅の耐震化、長寿命化

喜多方市公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅等ストック総合改善事業により計画的な改修及び既存ストックの有効活用及び団地の用途廃止を含めた総数の適正化を図ります。

また、大規模災害時の被災者の一時的住居として活用できるよう空き部屋のストックに努めます。

④学校施設の耐震化、長寿命化

児童生徒の学習環境及び生活環境の改善、さらに災害時の緊急避難場所として環境を整備するため、学校のバリアフリー化や洋式トイレの整備、さらに老朽化した給排水設備や電気設備等のインフラ設備の更新を行います。

また、省エネ性の高い LED 照明への改修、冷暖房設備の更新・改修、校舎・体育館の屋根・屋上防水や外壁、サッシ等の外装の大規模改修、水災害対策として受変電設備の高所設置改修などを計画的に進めます。

⑤市立こども園耐震化

必要な修繕等を行いながら各施設を維持し、喜多方市公共施設等総合管理計画個別施設計画に定める方針に基づき、計画的な施設更新を実施します。

⑥市立児童館及び児童クラブ館耐震化

必要な耐震化工事や修繕等を行いながら各施設を維持し、喜多方市公共施設等総合管理計画個別施設計画に定める方針に基づき、計画的な施設更新を実施します。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生（1）

脆弱性評価

⑦高齢者施設等の耐震化等施設整備

高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、災害時も安心して施設生活を継続できるようにするため、耐震化・ブロック塀等の改修・自家発電設備・給水設備などの整備に対し、助成を行います。

2 宅地の耐震化（大規模盛土造成地の滑動崩落対策）

東日本大震災等では大規模な造成宅地において滑動崩落が発生して大きな被害が生じたことから、令和元年度に国において第1次調査を行い、令和2年2月に大規模盛土造成地マップを公開しました。さらに、令和2年度に本市において現地調査、宅地カルテの作成を実施しました。大規模盛土造成の対象となった5箇所について、今後、定期的な点検を行う必要があります。

3 空き家対策の推進

本市の空き家率は平成25年度で14.9%になっており、7戸に1戸の割合となっています。喜多方市空家等対策計画に基づき、空き家の発生を予防するとともに、管理不全の空き家について適切な対策を行い、災害時の倒壊等のリスクを抑える必要があります。

4 災害に強い市街地の形成

①中心市街地の再開発等の推進

既存の中心市街地には、狭あいな道路や空き家、古い木造建築物が密集しているなど市街地環境が改善されていない地区があります。老朽建築物の建て替えや防災性向上のための住環境の改善を図り、より安全な中心市街地を形成する必要があります。

②公園・広場等の整備と安全対策（長寿命化）

市街地における公園・広場等は、災害時の緊急避難場所や火災の延焼防止の機能を持つことから、計画的に配置する必要があります。また、老朽化した公園施設も多いことから、計画的な維持管理と更新・改築を行い、安全性を確保する必要があります。

③都市計画道路の整備

災害発生時の緊急輸送路や避難路、延焼遮断帯としての機能をもつ都市計画道路の整備を進める必要があります。

④支援ルートの確保（橋梁長寿命化、耐震化対策）

市管理の389橋の橋梁について、老朽化対策及び耐震化対策を進めていく必要があります。

⑤無電柱化の推進

地震や強風により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要があります。

5 火災予防の推進

住宅火災における死因は「逃げ遅れ」が多くを占めています。それを防ぐ手段として住宅用火災警報器が消防法により平成18年6月から新築住宅に、平成23年6月から既存住宅に設置が義務化されているところですが、既存住宅への設置が進んでいない状況です。そのため、平常時から火災予防を推進し、住宅用火災警報器の設置を進めていく必要があります。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生（1）

推進方針

⑦高齢者施設等の耐震化等施設整備

老朽化などにより、災害発生時に倒壊、火災発生のおそれがあり、多数の死傷者が出ることを防ぐため、引き続き施設の改修、整備に助成を行います。

2 宅地の耐震化（大規模盛土造成地の滑動崩落対策）

本市における大規模盛土造成地について、定期的な点検を行うこととし、異常や変化がないことを確認します。さらに今後、大規模な地震発生時等に変状や異常が確認された場合は地質調査を実施します。

3 空き家対策の推進

喜多方市空き家等対策計画に基づき、空き家の発生の予防、関係団体と連携した空き家の実態の把握を行います。管理不全の空き家については、所有者等に適正な管理を依頼するとともに、空き家対策総合支援事業等の活用による支援を行います。また、著しく危険な空き家等については、行政処分等の必要な措置を段階的に講じ、住生活環境の安全確保を図ります。

4 災害に強い市街地の形成

①中心市街地の再開発等の推進

中心市街地における狭あい道路の解消及び建築物や公益施設の耐震・不燃化を促進するとともに、多様で高度な都市機能を集積するため、公共施設の再編と併せた官民連携による市街地の再整備を進めます。

②公園・広場等の整備と安全対策（長寿命化）

喜多方市公園施設長寿命化計画に基づく施設の更新・改築と適切な維持管理に取り組み、都市公園の機能保全と公園利用者の安全確保を図ります。

③都市計画道路の整備

災害時の避難路や緊急輸送路としてだけでなく、延焼遮断帯としての機能をもつ都市計画道路の整備を推進します。

④支援ルートの確保（橋梁長寿命化、耐震化対策）

市管理の県指定緊急輸送路及び幹線道路の道路施設を優先に、橋梁長寿命化計画、舗装長寿命化計画に基づき、適切な維持管理を図るとともに、重要橋梁の耐震化の推進を図ります。

⑤無電柱化の推進

喜多方市無電柱化推進計画に基づき、緊急輸送道路となっている市道等の無電柱化を推進します。また、国県道については、福島県無電柱化整備推進計画に基づく無電柱化の推進を要望します。

5 火災予防の推進

住宅用火災警報器の設置促進、火災予防運動週間による広報活動、チラシ等の各種媒体による啓発、喜多方地方広域市町村圏組合消防本部などの関係機関と連携し、地域住民の防火思想の高揚を図り火災予防を推進します。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生（1）

脆弱性評価

6 消防水利の整備

本市においては、1,473 基の消火栓と 236 基の防火水槽を整備して消火に必要な消防水利を整備しています。しかし、山間部においては水道が未整備で消防水利が乏しい地区もあることから、林野火災などが発生すれば消火活動に時間を要することも考えられるため、消防水利の確保が課題となっています。

7 消防団の充実・強化

消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在ですが、少子高齢化、就業構造の変化や過疎化、地域の連帯意識の希薄化などの影響により、消防団員の減少及び高齢化が進んでいます。大規模な災害が発生した場合の避難誘導など、消防団員の確保に向けた取組が必要です。

また、限られた人数で火災や災害への対応を行うことから、消防団装備の充実を図る必要があります。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1－1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生（1）

推進方針

6 消防水利の整備

消防水利の不足する山間部地域においては、水道管敷設に併せた消火栓の設置や防火水槽等の計画的な整備を推進し、消防水利の充実を図ります。

7 消防団の充実・強化

若者や女性の消防団加入を促進するとともに、消防団の活動に対して地域や雇用者側からの理解や支援が得られる環境整備、特定の消防団活動(日中の消火活動や災害時の後方支援等)のみを行う機能別消防団員制度の導入等に取り組み、消防団の充実・強化及び地域防災力の向上を図ります。

また、消防車両の更新に併せ消防団装備の基準を踏まえ、装備の充実を図ります。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水（2）

脆弱性評価

1 河川改修の推進・維持管理の強化

本市には、国・県管理の一級河川と市管理準用河川があり、近年の異常気象による豪雨等に備え、国・県で進められている河川改修事業の早期完成が望まれます。

地元住民より洪水氾濫防止として、河川の立木伐採や河道掘削の要望が多く出されており、維持管理の強化が急務となっています。

2 内水浸水対策の推進

喜多方地区及び塩川地区では、その地形条件等により豪雨の際に雨水を排水しきれず、局所的な浸水が発生しています。これらの地域については、浸水被害対策を図る必要があります。

3 洪水ハザードマップ等作成

旧喜多方市は東西及び北の方角を山岳に囲まれ、会津北部地域の山嶺を源流とする河川やダムが上流に位置する河川（田付川、大塩川、姥堂川及び濁川等）が市街地に多く流入しています。加えて、南会津地方や猪苗代湖を源流とする宮川、日橋川が一級河川阿賀川に塩川町付近で合流し、山都町でさらに只見川と合流し、高郷町を流下していきます。会津盆地中北部という地形条件等により河川が多く合流することから、大雨の際に河川の増水や氾濫が過去に繰り返し起きています。近年の国内の豪雨被害をもとに氾濫を想定し、それに基づきハード及びソフト面での対策の強化を図る必要があります。

4 福祉施設における避難計画の作成等

福祉関係施設・事業所等においては、関係条例等により、災害の様態に応じた避難計画を作成し、定期的な避難訓練を行わなければならないとされています。また、水防法と土砂災害防止法の改正（平成29年6月）により、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の施設の避難計画の作成と避難訓練の実施が義務となりました。

このことから、避難経路や避難先について、より具体的で実効性のある計画の作成が必要です。

5 ため池の決壊等による被害の防止

福島県では、東日本大震災によりため池の約2割が被災し、決壊により人命に甚大な被害が生じました。

本市には、ため池が147箇所存在し、うち大きな被害が想定されるため池が98箇所存在します。これらのため池について耐震性調査や浸水想定区域図の作成を実施し、周辺住民へ周知していく必要があります。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1－2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水（２）

推進方針

1 河川改修の推進・維持管理の強化

阿賀川下流狭窄部における河道掘削工事の早期完成を引き続き、国へ要望します。また、県管理河川一ノ戸川外の改修の早期完成を県へ要望します。市では準用河川の維持管理及び整備を推進します。

国土強靱化に向け、国・県では管理河川の立木伐採や河道掘削を施工しており、引き続き、一級河川の維持管理の強化を要望していきます。

2 内水浸水対策の推進

喜多方排水区及び塩川排水区の内水を的確に排除するため、樋門の操作方法について、関係機関と協議し浸水被害対策に努めます。

また、塩川地区（近江排水区）で現在運用している仮設ポンプについて、常設ポンプの設置も含め排水対策を図っていきます。

3 洪水ハザードマップ等作成

阿賀川、田付川及び大塩川の既存の浸水想定区域をもとに、河川管理者（国及び県）で河川掘削や河岸堤防増幅強化等の河川改修工事を行うとともに、洪水のおそれのある他の河川の水位観測及び浸水想定区域を指定します。市は、洪水ハザードマップをもとに、防災気象情報等と河川管理者の水位観測情報等との整合を図り、大雨の際に確実な情報把握を行い、必要に応じて迅速に避難情報を発令します。また、地域防災計画を随時見直し災害に備えるとともに、洪水タイムラインや避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の手引きも随時見直し、災害に迅速に対応できる体制を整えます。

4 福祉施設における避難計画の作成等

福祉関係施設・事業所等に対して、避難計画の作成や避難訓練の実施について確認・指導を行います。

特に、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の施設については、より迅速な避難が行われるよう、具体的かつ実効性のある避難計画の作成を支援します。

5 ため池の決壊等による被害の防止

大きな被害が想定されるため池全てを調査し、緊急時の迅速な避難行動がとれるよう、決壊した場合の浸水想定区域等について周辺住民へ周知します。

また、老朽・危険ため池の改修及び廃止について、ため池管理者との協議を進めます。

- | |
|---|
| <p>1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</p> <p>1－3 大規模な火山災害及び土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市土の脆弱性が高まる事態（3）</p> |
|---|

脆弱性評価

1 火山噴火に対する警戒避難体制の整備

気象庁による常時観測・監視が行われている磐梯山については、磐梯町から塩川地区の河川沿いにかけてマグマ噴火に伴う大規模な融雪型火山泥流が急速に発達して流下してくるおそれがあります。

2 土砂災害危険箇所（急傾斜地崩落危険箇所含む）の周知・対策の推進

本市には、県により指定された土砂災害警戒区域が約 170 箇所（急傾斜地崩落危険区域を含む。）あり、土砂災害の発生による被害が予想されるため、住民への周知が必要です。現在、県事業により土砂災害危険箇所の対策工事が市内で順次進められています。

3 土砂災害防止対策の推進

本市には、県が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に多数の住家が存在し、人命にも危害を及ぼすおそれがあります。また、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定は県において順次行っていますが、全市的に区域設定がなされていないのが現状です。

4 森林の多面的機能の保全

木材価格の低迷をはじめ、森林所有者の林業経営に対する意欲の低下や担い手不足、高齢化などにより、森林の整備が行き届かず、水源涵養や山地災害防止等の森林が有する公益的機能の低下が懸念されます。一方で、地域産材による木質バイオマスエネルギーの利用や木材利用の拡大など、森林資源を循環利用し、健全な森林を保全する必要があります。

山地における崩落等による被害を防止するため、危険な山腹斜面の安定化や治山ダムを整備を進める必要があります。

持続可能な林業経営の実現のため、林内の木材輸送を効率的に行うための林内路網の整備が必要です。

- | |
|---|
| <p>1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</p> <p>1－3 大規模な火山災害及び土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市土の脆弱性が高まる事態（3）</p> |
|---|

推進方針

1 火山噴火に対する警戒避難体制の整備

磐梯山火山防災協議会の取組を通じ、国・県、関係市町村、観光団体等が連携し、登山者や観光客への啓発をはじめ、融雪型火山泥流発生時の被害想定をもとにした喜多方市磐梯山火山防災マップを用いて、避難行動について地域住民へ周知し、火山災害に対する安全対策の強化を図ります。

2 土砂災害危険箇所（急傾斜地崩落危険箇所含む）の周知・対策の推進

県と連携して土砂災害危険箇所等を住民に周知し、土砂災害警戒時の早期避難を支援します。

現在、山崎地区、下三方地区及び本村地区の急傾斜地対策工事が県で進められており、早期完成を引き続き、県へ要望していきます。

3 土砂災害防止対策の推進

土砂災害の危険性が高まった場合に住民が適切に避難行動できるよう、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の設定された地区のハザードマップ作成とその説明会により周知を図ります。また、ハザードマップ未策定の地域については県の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の確認により、地域の危険箇所を周知し、災害時の避難行動を支援します。

4 森林の多面的機能の保全

森林の循環的利用・林業の活性化により、公益的機能を有する森林を保全するため、国・県補助金等の情報提供を行い、林業の作業効率・生産能力の向上に必要な機械の導入を促進し、これらの事業活用を支援します。

山地災害の防止のため、治山事業の早期完成について引き続き県に要望していきます。

森林整備の基盤として、林内の木材輸送を効率的に行うための林業専用道の整備を推進します。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1－4 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生（4）

脆弱性評価

1 国・県との除雪体制の連携強化

過去の暴風雪及び豪雪時等では、スタック等による大規模な交通障害が発生しています。自動車の立往生は、燃料切れによるエンジン停止や積雪による排気不良で一酸化炭素中毒等命の危険に見舞われます。そのような事態を防ぐためには、幹線道路である国道や県道を管理する県との連携により効率的かつ効果的な除雪体制の確立が必要です。

2 道路除雪体制の確保

市有除雪車の配備及び民間事業者との契約により、速やかな除雪体制を構築していますが、豪雪時等については、円滑な除雪業務を進めるため、連携強化が必要となります。

また、少子高齢化や担い手不足により除雪業者数の減少が懸念され、除雪体制の検討が必要となっています。

3 関係地区等との連絡強化

豪雪等により、孤立するおそれのある集落があります。過去には一集落が孤立した経過があり、関係地区や県との連絡強化が必要です。

4 除雪機械等の整備

市有除雪車の多くは更新時期を迎えており、老朽化により緊急的な出動に対応できなく除雪作業に支障が生じるおそれがあります。

5 消雪施設の整備

市内消雪施設の老朽化により、消雪運転の不能による冬季間の道路交通に支障が生じるおそれがあります。

6 除排雪体制の確保

市では、高齢者及び障がい者等の世帯に対する、除雪費用の助成を実施しています。平成30年度からは、対象世帯の課税・非課税要件を緩和し、課税世帯も対象としました。

登録している除雪事業者への依頼集中による、除雪対応の遅れの解消が課題となっています。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1－4 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生（４）

推進方針

1 国・県との除雪体制の連携強化

暴風雪及び豪雪時、状況に応じた応援要請により、豪雪に伴う通行止の早期解消や被害の低減を図るため、国・県との連携強化を図ります。

2 道路除雪体制の確保

豪雪時の除雪計画について民間業者と共有し、早期除雪が必要となる路線等、除排雪体制の強化を図ります。臨時雪捨て場（雪押場）の確保も検討します。

今後の積雪状況に応じた除雪体制・制度の見直しを行います。

3 関係地区等との連絡強化

豪雪により孤立するおそれのある関係集落や県との連絡体制強化を図るため、必要な対策を行います。

4 除雪機械等の整備

安全安心な道路交通を維持するため、除雪作業が円滑に行えるよう市有除雪車の計画的な整備及び更新を一層推進します。

5 消雪施設の整備

安全安心な道路交通を維持するため、消雪施設が円滑に運転できるよう、点検・検査を行うとともに、市消雪施設の計画的な整備及び更新を一層推進します。

6 除排雪体制の確保

民間の除雪事業者のみに限らずに、行政区や町内会などの除雪に協力できる団体に周知し、地域密着型の除雪団体を増やすことによって、迅速かつ切れ目のない除雪体制を目指します。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生（5）

脆弱性評価

1 住民への情報伝達手段の充実

本市では緊急性の高い災害情報の住民への伝達を、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用や災害情報連携システムにより、防災行政無線等やコミュニティＦＭ、市ホームページ、ＳＮＳ、エリアメール、登録制メールなどの多様な情報発信手段で行っています。

また、本市では、喜多方地区及び塩川地区においては、屋外スピーカー及び戸別受信機により一斉に災害情報等を伝達しており、熱塩加納地区、山都地区及び高郷地区においては市町村合併前よりアナログ防災行政無線を使用し、屋外スピーカー及び戸別受信機により一斉に災害情報等を伝達していますが、アナログ防災行政無線の使用期限である令和４年１１月まで、喜多方地区及び塩川地区と同様の情報伝達手段に切り替えることとしています。

2 高齢者等の要配慮者対策

①避難行動要支援者名簿の作成・更新

災害対策基本法に基づき、市で避難行動要支援者名簿を作成しています。保健福祉部が把握する要援護者等の情報を含めて作成していることから、定期的に更新して名簿登録者の状況を把握することが必要です。

②緊急時要援護者登録制度

高齢者、障がい者等の世帯員が個人情報に登録しておくことで、関係機関と連携し緊急時に孤立を防止し早期避難を実現し、救急時に迅速に対応できるようにするための制度があります。

平成２９年度から、対象登録世帯に「救急医療情報キット」を配布し、救急時のために対応高齢者及び要介護者等の緊急時要援護者名簿を作成していますが、登録者の随時更新が必要です。

3 避難場所への道路環境整備

避難場所の多くが小学校となっており、関係機関と合同で通学路の危険箇所の点検を実施していますが、夜間の避難も想定した安全対策が必要です。

4 避難場所及び避難所の指定・整備

市内で想定される災害の発生に伴い多数の住家被害や被災者が発生した場合、避難所において多数の避難者が長期にわたって避難生活を送ることになります。その際にライフライン停止や必要な物資供給の停滞により、避難生活の充足度や衛生状況の悪化、運動不足や栄養摂取の偏りにより、健康状態の悪化や持病がある避難者においては災害関連死に至る可能性があります。

5 自主防災組織等の結成・強化

大規模災害が発生した時に被害の拡大を防ぐためには、国や県、市の対応（公助）だけでは限界があります。自分の身を自分で守る（自助）とともに、より身近な地域の方々が防災活動に取り組むこと（共助）が重要になりますが、本市の自主防災組織の組織率が約３割と低い状況です。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1－5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生（５）

推進方針

1 住民への情報伝達手段の充実

使用期限が令和４年１１月末までと迫っているアナログ防災行政無線の更新も含め、市全体の情報伝達手段の均衡化を図り、住民等に対して迅速に災害情報を伝達するため、災害情報連携システムを拡充し市内全地区を同一方式の災害情報伝達手段で整備します。

整備後は、コミュニティＦＭを活用した緊急起動型の防災ラジオ及びデジタル防災行政無線を活用した屋外スピーカーにより市内全域に亘り一斉に災害情報等の伝達が可能となります。あわせて、市ホームページ、ＳＮＳ、エリアメール、登録制メール、スマートフォン用アプリ等の多様な伝達手段について充実を図ります。

2 高齢者等の要配慮者対策

①避難行動要支援者名簿の作成・更新

災害対策基本法に基づく名簿の作成と定期的な更新を行います。作成に関しては、庁内の連携を密にして対象者を遺漏なく名簿に登載するとともに、必要に応じて関係機関に提供できるよう対応していきます。

②緊急時要援護者登録制度

障がいのある方の情報の更新作業を随時行うとともに、災害時における安否確認、情報伝達体制及び避難誘導體制の構築を行います。また、災害情報や避難経路の情報提供については、個々の障がいの状況に応じてきめ細かに行います。

また、登録情報更新に関しては、関係機関・団体との連携を強化するとともに、情報共有に係る個人情報の流出防止、安全対策を厳重に行います。

3 避難場所への道路環境整備

避難場所の小学校については、関係機関と合同で点検しており、今後も、通学路を含めた避難路について、夜間避難も想定した安全対策を推進します。

その他の避難場所についても避難路の安全対策を推進します。

4 避難場所及び避難所の指定・整備

避難所の設置については、避難者数及び被災地域に基づき、適切な地域に適切な数の避難所を開設するため、市業務継続計画及び公共施設管理計画により、災害時にも避難所運営に耐える施設の指定等を継続的に行います。また、避難所の運営については、地域防災計画に基づき避難所運営チームが主体となり、非常用電源及び飲用水の供給を関係機関とともに迅速に行います。また、食糧や衛生用品を含む必要物資の要請及び供給を迅速に実施するため、国県及び赤十字等の関係機関・団体との連携及び訓練を実施するとともに、災害協定も必要に応じて締結していきます。

5 自主防災組織等の結成・強化

自主防災組織は、地域住民の方々が「自分たちの地域は自分で守る」という連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、平常時には、防災知識の普及、地域の災害危険箇所の把握、防災訓練の実施等を行い、災害発生時には災害による被害を軽減するため、初期消火、避難誘導、炊き出し等の活動を行う等、いわば実働組織としての役割を期待されています。

未結成地区での結成に向けた支援を積極的に行い、協力体制の構築を促進します。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1－5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生（5）

脆弱性評価

6 施設等における避難計画の作成等

①学校における防災教育の推進

児童・生徒が自らの命を守れるよう、全ての小・中学校において防災教育を社会科、保健体育科等の指導計画に位置付けて実施しています。

また、防災計画、防災マニュアル及び緊急時対応マニュアルを適宜見直し、防災訓練を実施するなど、これらの取組を継続して実施しています。

②避難確保計画の作成等

平成 29 年 6 月に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正されたことに伴い、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の管理者等に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、周知に努めています。

水害や土砂災害が発生するおそれがある場合、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、施設管理者等が実施する避難体制の充実・強化を支援していく必要があります。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1－5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生（５）

推進方針

6 施設等における避難計画の作成等

①学校における防災教育の推進

自然災害においては、今までに経験したことのない災害の発生が増えていることから、防災計画、防災マニュアル及び緊急時対応マニュアルを適宜見直し、防災訓練を実施する等、これらの取り組みを継続して実施していきます。

②避難確保計画の作成等

水害や土砂災害が発生するおそれがある場合において、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の利用者等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、施設管理者等に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施など、水害や土砂災害からの避難体制の充実・強化を支援していきます。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止（6）

脆弱性評価

1 備蓄による物資の確保

①住民による備蓄の促進

大規模自然災害によるライフライン及び物流の停止に伴い、被災地へ食糧及び飲料水等、生命に関わる物資が長期にわたり供給がなされないおそれがあります。

自らが必要な物を自ら準備しておくことは、災害時でも有効な生活水準維持の手段であることを住民に周知していく必要があります。

②備蓄による物資の確保

市ではアルファ化米を備蓄し、水道課において飲料水等の備蓄をしていますが、被災地の広域化や点在化等被災状況により、避難所等へ十分な供給がなされず、十分な栄養や水分補給ができないことにより生命に関わる事態が起きかねません。

③流通在庫の活用による物資の確保

災害による避難生活時に必要な物資は多岐にわたり、市で備蓄している食糧・飲料水他日用品には種類・数量的にも限界があります。このことから、災害時は市内の販売店等の店舗内等に現存する在庫のうち、避難所等で必要な物を必要な分購入する流通在庫備蓄の活用が求められます。

2 災害時に活用できる学校給食施設の整備

共同調理場や給食センターにおいて、適正規模適正配置に合わせた学校施設の整備を検討しています。また、計画的な修繕等による施設機能を確保する必要があります。

3 水道施設ライフラインの確保

①水道事業の危機管理体制の整備

本市は、「災害及び事故における水道危機管理対策マニュアル」を平成 21 年度に策定しました。今後は、適宜、マニュアルの見直し及び訓練の実施により、実効性の確保について検証し、災害時における応急給水・応急復旧体制の構築が必要です。

②水道施設等の耐震化、老朽化対策

本市における水道施設の耐震化率は、「浄水施設」が 0 %、「配水池」は、4.9 %、また「管路」については、16.6 %と低い水準ですが、基幹管路は 45.5 %となっており、平成 28 年度全国平均 24.4 %、県平均 19.0 %よりも高い水準となっています。今後は、より一層耐震化を図り、水道施設の安全性の向上を図る必要があります。本市における施設・管路の健全度は、平成 29 年度では、法定耐用年数を過ぎて使用している資産が資産額ベースで 32.3 %あり、このまま更新をしなかった場合の老朽化資産（経過年数が法定耐用年数の 1.5 倍を超える資産）は、平成 29 年度で 6.2 %が、令和 9 年度には 33.0 %となることが推測されることから、早期に施設の更新計画を策定し更新事業の実施が必要であるとともに、事業を進めるに当たっての財源の確保と人材の育成が課題となっています。

4 非常用物資の供給ルート、支援ルートの確保

①無電柱化の推進（1-1-4 再掲）

地震や強風により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要があります。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止（6）

推進方針

1 備蓄による物資の確保

①住民による備蓄の促進

避難所に行く際の持ち物や災害直後から生活が継続できるよう、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄の必要性を認識していただけるよう、防災ガイドブックやハザードマップ、防災講座等で周知を図ります。

②備蓄による物資の確保

災害想定に基づく食糧及び飲料水等の備蓄を進めます。味付けの多様化の他、おかゆやアレルギー対応食品等、咀嚼ができない幼児や高齢者及びアレルギー保持者等に対応できる備蓄を進めます。また、乳児や高齢者の食事にもできる限り対応できるよう、関係各課から必要な食料物資（ミルクや介護食等）の要望があれば対応し、保管方法や年次更新作業の効率化を図ります。

③流通在庫の活用による物資の確保

民間流通事業者や小売事業者等との協定締結を進めます。平時も協定締結事業者との情報交換等を行い、災害時に迅速かつ円滑な協定内容の実行体制を構築します。

2 災害時に活用できる学校給食施設の整備

災害時の炊き出し設備としての利用を想定した食料供給体制が必要であるため、訓練を実施し、対応力の強化を図ります。

3 水道施設ライフラインの確保

①水道事業の危機管理体制の整備

災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、マニュアルの見直しと訓練等の実施による危機管理体制の強化を図ります。災害時において飲料水や生活用水を確保するため、配水池への緊急遮断弁の設置の検討や応急給水・応急復旧体制を整備するとともに、公益財団法人日本水道協会をはじめとした広域での授受体制の構築を図ります。

②水道施設等の耐震化、老朽化対策

災害時においても安定的な給水を確保するため、浄水場などの水道施設の耐震化を図るとともに、管路についても基幹管路を重点に耐震化を推進します。

また、計画的な施設改修や管路の更新により、老朽化対策を推進し、「安全と安心を未来につなげる 喜多方の水」を基本理念として、快適なライフライン機能の充実を図るため、施設の耐震化・老朽化による更新対策や財源の確保及び人材の育成を図ります。

4 非常用物資の供給ルートの確保、支援ルートの確保

①無電柱化の推進（1-1-4 再掲）

喜多方市無電柱化推進計画に基づき、緊急輸送道路となっている市道等の無電柱化を推進します。また、国県道については、福島県無電柱化整備推進計画に基づく無電柱化の推進を要望します。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止（6）

脆弱性評価

②緊急輸送路の減災・防災対策

関係機関と連携し、大規模災害時の災害応急対策活動に必要な緊急輸送路の防災・減災対策を図る必要があります。また、市管理の 389 橋の橋梁について、老朽化対策及び耐震化対策を進める必要があるほか、外環状道路の整備を推進し、市内交通ネットワークの充実を図る必要があります。

5 観光客の避難誘導と道の駅の防災機能強化

花でもてなすまちづくり等の各種施策により、観光誘客を推進していく中で、災害発生時の観光客の避難誘導について、確立された方向性がない状況です。

道の駅についても、災害発生時に防災拠点となる安全な避難場所としての機能が十分には備わっていない現状にあります。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止（6）

推進方針

②緊急輸送路の減災・防災対策

関係機関と連携し、緊急輸送路の減災・防災対策について推進を図ります。

市管理の県指定緊急輸送路及び幹線道路の道路施設を優先に、橋梁長寿命化計画及び舗装長寿命化計画に基づき、適切な維持管理を図ります。また、重要橋梁の耐震化の推進を図ります。

外環状道路に位置付けられている市道豊川・慶徳線の延伸整備を進め、市内交通ネットワークの充実を図ります。

5 観光客の避難誘導と道の駅の防災機能強化

本市を訪れる観光客が安全に避難できる経路や、案内等の方向性を関係団体も含めて検討します。

道の駅については、施設の改修や設備の更新に合わせて、避難所の基準を満たすよう整備し、観光施設の防災拠点化を図ります。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生（7）

脆弱性評価

1 迂回路ネットワークの強化

道路・橋梁の地震や土砂災害等による通行不能により、孤立するおそれのある集落があり、市では橋梁長寿命化計画を策定し、道路機能に支障が生じる可能性のある橋梁が解消されるよう、点検及び修繕等を進めています。

2 緊急輸送路の減災・防災対策（2-1-4 再掲）

関係機関と連携し、大規模災害時の災害応急対策活動に必要な緊急輸送路の防災・減災対策を図る必要があります。また、市管理の 389 橋の橋梁について、老朽化対策及び耐震化対策を進める必要があるほか、外環状道路の整備を推進し、市内交通ネットワークの充実を図る必要があります。

3 土砂災害危険箇所（急傾斜地崩落危険箇所含む）の周知・対策の推進（1-3-2 再掲）

本市には、県により指定された土砂災害警戒区域が約 170 箇所（急傾斜地崩落危険区域を含む。）あり、土砂災害の発生による被害が予想されるため、住民への周知が必要です。現在、県事業により土砂災害危険箇所の対策工事が市内で順次進められています。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生（7）

推進方針

1 迂回路ネットワークの強化

道路・橋梁の長寿命化計画により、道路施設の適切な管理を一層推進し、主に損傷が軽微なうちに補修を行う予防保全型の維持管理へ転換を図ります。

重要管理橋梁の被害を想定し、林道等も含めたアクセス道路の複数化など道路ネットワークの構築を図ります。

2 緊急輸送路の減災・防災対策（2-1-4 再掲）

関係機関と連携し、緊急輸送路の減災・防災対策について推進を図ります。

市管理の県指定緊急輸送路及び幹線道路の道路施設を優先に、橋梁長寿命化計画及び舗装長寿命化計画に基づき、適切な維持管理を図ります。また、重要橋梁の耐震化の推進を図ります。

外環状道路に位置付けられている市道豊川・慶徳線の延伸整備を進め、市内交通ネットワークの充実を図ります。

3 土砂災害危険箇所（急傾斜地崩落危険箇所含む）の周知・対策の推進（1-3-2 再掲）

県と連携して土砂災害危険箇所等を住民に周知し、土砂災害警戒時の早期避難を支援します。

現在、山崎地区、下三方地区及び本村地区の急傾斜地対策工事が県で進められており、引き続き早期完成を県へ要望していきます。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2－3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足（8）

脆弱性評価

1 消防拠点施設の再整備

現在の喜多方地方広域市町村圏組合消防本部及び喜多方消防署は災害時における消火・救助・救急活動の拠点となる施設ですが、築 47 年以上経過し、老朽化が進んでいます。庁舎の損壊等による消防力の低下を防ぐ必要があります。

2 消防団の充実・強化（1-1-7 再掲）

消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在ですが、少子高齢化、就業構造の変化や過疎化、地域の連帯意識の希薄化などの影響により、消防団員の減少及び高齢化が進んでいます。大規模な災害が発生した場合の避難誘導など、消防団員の確保に向けた取組が必要です。

また、限られた人数で火災や災害への対応を行うことから、消防団装備の充実を図る必要があります。

3 救急救助体制の充実強化

大規模災害により同時多発的に負傷者が発生した場合には、常備消防による救命救急体制が不足する事態が生じるおそれがあります。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足（8）

推進方針

1 消防拠点施設の再整備

被災による消防力の低下を防ぐ必要があるため喜多方地方広域市町村圏組合消防本部及び喜多方消防署庁舎の再整備を進めています。再整備により防災拠点機能の充実を図ります。

2 消防団の充実・強化（1-1-7 再掲）

若者や女性の消防団加入を促進するとともに、消防団の活動に対して地域や雇用者側からの理解や支援が得られる環境整備、特定の消防団活動（日中の消火活動や災害時の後方支援等）のみを行う機能別消防団員制度の導入等に取り組み、消防団の充実・強化及び地域防災力の向上を図ります。

また、消防車両の更新に併せ消防団装備の基準を踏まえ、装備の充実を図ります。

3 救急救助体制の充実強化

適切な救急救助活動を行うため、救急救命士の養成や救急救助隊員の知識、技術向上を図るとともに、救急救助用資機材の充実に努めます。

また、AEDなどの講習会を通して市民への救急救命に関する正しい知識の普及を図り、救命率の向上に努めます。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2－4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶（9）

脆弱性評価

1 緊急車両等に供給する燃料の確保

大規模災害発生時に緊急車両等で必要となる燃料を確保するため、福島県石油商業組合会津喜多方支部と災害時の供給協力協定を締結しており、緊急車両等への燃料確保に向けた取組を推進していく必要があります。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2－4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶（9）

推進方針

1 緊急車両等に供給する燃料の確保

大規模災害への応急対応に必要な燃料の確保のため、防災訓練等を通じて、関係事業者等と災害時の供給協力協定による燃料の確保に向けた取組を推進していきます。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺（10）

脆弱性評価

1 災害時にも必要な医療・福祉人材の確保

①医療人材の確保

全国的に医療人材の不足が問題となっており、災害発生時には必要とされる医療行為者が不足するおそれがあります。

②福祉人材の確保

全国的に介護職員不足が問題となっており、災害発生時には、人材不足による福祉機能の麻痺が懸念されます。

2 非常用物資の供給ルートの確保、支援ルートの確保（2-1-4 再掲）

①無電柱化の推進

地震や強風により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要があります。

②緊急輸送路の減災・防災対策

関係機関と連携し、大規模災害時の災害応急対策活動に必要な緊急輸送路の防災・減災対策を図る必要があります。また、市管理の 389 橋の橋梁について、老朽化対策及び耐震化対策を進める必要があるほか、外環状道路の整備を推進し、市内交通ネットワークの充実を図る必要があります。

3 高齢者施設等の耐震化等施設整備（1-1-1 再掲）

高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化・ブロック塀等の改修・自家発電設備・給水設備などの整備に対し、支援が必要です。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺（10）

推進方針

1 災害時にも必要な医療・福祉人材の確保

①医療人材の確保

引き続き、「喜多方市看護職就学・就労支援事業」を実施し、看護人材の育成及び地元定着化の促進を図ります。

②福祉人材の確保

介護分野の仕事のやりがいや魅力を発信し、介護職員初任者研修や実務者研修を積極的に行い、就労定着奨励金を交付するなど、人材確保のための対策を実施しています。引き続き、介護職の魅力を発信し、研修や奨励金の充実を図り、福祉関係従事者の不足を解消するよう努めます。

2 非常用物資の供給ルートの確保、支援ルートの確保（2-1-4 再掲）

①無電柱化の推進

喜多方市無電柱化推進計画に基づき、緊急輸送道路となっている市道等の無電柱化を推進します。また、国県道については、福島県無電柱化整備推進計画に基づく無電柱化の推進を要望します。

②緊急輸送路の減災・防災対策

関係機関と連携し、緊急輸送路の減災・防災対策について推進を図ります。

市管理の県指定緊急輸送路及び幹線道路の道路施設を優先に、橋梁長寿命化計画及び舗装長寿命化計画に基づき、適切な維持管理を図ります。また、重要橋梁の耐震化の推進を図ります。

外環状道路に位置付けられている市道豊川慶徳線の延伸整備を進め、市内交通ネットワークの充実を図ります。

3 高齢者施設等の耐震化等施設整備（1-1-1 再掲）

老朽化などにより、災害発生時に倒壊、火災発生のおそれがあり、多数の死傷者が出ることを防ぐため、引き続き施設の改修、整備に支援を行います。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生（11）

脆弱性評価

1 感染症予防措置の推進

様々な機会を通して予防接種の勧奨を実施しており、国が感染症対策の基準としている「麻しん風しん混合ワクチン予防接種」については、国推奨の95%以上の接種率となっています。

住民の行動範囲の拡大や、人的交流の拡大等に伴い、感染症に関する流行状況について、速やかな情報提供に努める必要があります。

平常時から予防接種や感染症に関する情報提供、感染症に関する正しい知識や予防策についての普及啓発などに取り組み、感染症予防措置を推進していく必要があります。

2 水道施設ライフラインの確保（2-1-3 再掲）

①水道事業の危機管理体制の整備

本市は、「災害及び事故における水道危機管理対策マニュアル」を平成21年度に策定しました。今後は、適宜、マニュアルの見直し及び訓練の実施により、実効性の確保について検証し、災害時における応急給水・応急復旧体制の構築が必要です。

②水道施設等の耐震化、老朽化対策

本市における水道施設の耐震化率は、「浄水施設」が0%、「配水池」は、4.9%、また「管路」については、16.6%と低い水準ですが、基幹管路は45.5%となっており、平成28年度全国平均24.4%、県平均19.0%、よりも高い水準となっています。今後は、より一層耐震化を図り、水道施設の安全性の向上を図る必要があります。本市における施設・管路の健全度は、平成29年度では、法定耐用年数を過ぎて使用している資産が資産額ベースで32.3%あり、このまま更新をしない場合の老朽化資産（経過年数が法定耐用年数の1.5倍を超える資産）は、平成29年度で6.2%が、令和9年度には33.0%となることが推測されることから、早期に施設の更新計画を策定し更新事業の実施が必要であるとともに、事業を進めるに当たっての財源の確保と人材の育成が課題となっています。

3 下水道業務継続計画（BCP）の推進

地震災害時の応急対応、早期回復に向け、平成26年度下水道BCPを策定しています。今後は、適宜、マニュアルの見直し及び訓練の実施により、実効性について検証し、災害時における応急復旧体制の構築が必要です。

また、水害災害時のBCPの策定が必要となっています。

4 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進

感染症等の感染拡大防止、公共用水域の水質保全を図るため、市内に多く残る単独浄化槽について合併処理浄化槽へ転換する必要があります。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生（11）

推進方針

1 感染症予防措置の推進

災害時において感染症等がまん延する事態を防ぐため、平常時から予防接種に関する知識の普及を図り、県、喜多方医師会及び医療機関等との連携により、必要に応じ任意予防接種の勧奨等を含め、安全に接種しやすい体制づくりを推進します。また、感染症に関する流行状況等について、速やかに適切な情報提供を行います。

結核について、検診の定期的な受診を勧奨し、受診率向上を図ります。また、新たな感染症等の流行等に対応するため、国、県及び関係機関と連携した体制の整備と充実を図ります。

2 水道施設ライフラインの確保（2-1-3 再掲）

①水道事業の危機管理体制の整備

災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、マニュアルの見直しと訓練等の実施による危機管理体制の強化を図ります。災害時において飲料水や生活用水を確保するため配水池への緊急遮断弁の設置の検討や応急給水・応急復旧体制を整備するとともに、公益財団法人日本水道協会をはじめとした広域での授受体制の構築を図ります。

②水道施設等の耐震化、老朽化対策

災害時においても安定的な給水を確保するため、浄水場などの水道施設の耐震化を図るとともに、管路についても基幹管路を重点に耐震化を推進します。

また、計画的な施設改修や管路の更新により、老朽化対策を推進し、「安全と安心を未来につなげる 喜多方の水」を基本理念として、快適なライフライン機能の充実を図るため、施設の耐震化・老朽化による更新対策や財源の確保及び人材の育成を図ります。

3 下水道業務継続計画（BCP）の推進

災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、マニュアルの見直しと訓練等の実施による危機管理体制の強化を図ります。

また、水害災害時のBCPの策定を進めます。

4 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進

合併浄化槽の個別処理区域において、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を推進します。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2－6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生（11）

脆弱性評価

5 下水道施設の耐震化・長寿命化対策

下水道施設は、早い施設で昭和 60 年度から供用開始されており、供用から 30 年以上経過している施設があり、各施設の老朽化対策として、公共下水道を「ストックマネジメント計画」、農業集落排水施設を「最適整備構想」により、各施設の機能維持を図る必要があります。

大規模自然災害の発生により、浄化センターや管渠等が被災し機能停止するリスクがあります。

6 家畜伝染病対策の充実・強化

家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、関係機関との緊密な連携の下、初動防疫の徹底など、家畜防疫体制の強化を図る必要があります。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生（11）

推進方針

5 下水道施設の耐震化・長寿命化対策

公共下水道は「ストックマネジメント計画」、農業集落排水処理施設は「最適整備構想」を定期的に見直し、持続可能な施設管理を図ります。

また、下水道施設の耐震化の状態を的確に把握し、施設の耐震化対策を図っていきます。

6 家畜伝染病対策の充実・強化

災害時においても、家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、関係機関との緊密な連携の下、情報収集や初動防疫などの家畜防疫体制の強化に努めます。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生（12）

脆弱性評価

1 被災者の健康管理

住民が日ごろから自身の健康管理ができるよう、免疫力を高める生活習慣を身につけ、治療中の病気を持つ方は、適切な治療行動がとれるなど健康意識の醸成に取り組む必要があります。

災害発生後の被災者の生活環境の変化に応じて、健康相談や心の健康への専門的な支援に取り組む必要があります。

また、被災者の体調不良者が出た場合には、速やかに医療機関を受診できる連絡体制を確保する必要があります。

2 学校施設の耐震化、長寿命化（1-1-1 再掲）

学校施設は児童生徒の学習や生活の場であるとともに、地域コミュニティの醸成や災害時の緊急避難場所としての機能を有する重要な施設です。本市の小学校 17 校、中学校 7 校の耐震化については、計画的な取組を進め、平成 29 年度に完了しましたが、昭和 40 年代から 50 年代に建築された施設設備が多く、全体的に老朽化が進んでおり、今後、少子化等に対応した学校の適正規模適正配置の検討状況を見ながら、計画的に改修・改築等を進めて行く必要があります。

3 避難場所及び避難所の指定・整備（1-5-4 再掲）

市内で想定される災害の発生に伴い多数の住家被害や被災者が発生した場合、避難所において多数の避難者が長期にわたって避難生活を送ることになります。その際にライフライン停止や必要な物資供給の停滞により、避難生活の充足度や衛生状況の悪化、運動不足や栄養摂取の偏りにより、健康状態の悪化や持病がある避難者においては死亡する危険があります。

4 市営住宅の空き部屋の活用

797 戸の市営住宅のうち 2 割程度が空き部屋となっており、大規模災害時には被災者の居住の安定を確保するため一時的住居として活用しています。しかしながら、即時に入居できる状態の空き部屋が少ないため、修繕を施した良好な状態の空き部屋を一定程度ストックしておく必要があります。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生（12）

推進方針

1 被災者の健康管理

今後も継続して住民の健康意識と自己管理できる力の醸成を推進します。

県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する住民等に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によるメンタルヘルス（相談）を行います。

また、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を行います。また、前記の被災者弱者が必要とする物品等の確保について、関係課と調整できる連絡体制を明確にしておき、一般避難所内に授乳スペースや感染症疑いのある方等の専用スペースを設置します。

2 学校施設の耐震化、長寿命化（1-1-1 再掲）

児童生徒の学習環境及び生活環境の改善、さらに災害時の緊急避難場所として環境を整備するため、学校のバリアフリー化や洋式トイレの整備、さらに老朽化した給排水設備や電気設備等のインフラ設備の更新を行います。

また、省エネ性の高いLED照明への改修、冷暖房設備の更新・改修、校舎・体育館の屋根・屋上防水や外壁、サッシ等の外装の大規模改修、水災害対策として受変電設備の高所設置改修などの改修を計画的に進めます。

3 避難場所及び避難所の指定・整備（1-5-4 再掲）

避難所の設置については、避難者数及び被災地域に基づき、適切な地域に適切な数の避難所を開設するため、市業務継続計画及び公共施設管理計画により、災害時にも避難所運営に耐える施設の指定等を継続的にを行います。また、避難所の運営については、地域防災計画に基づき避難所運営チームが主体となり、非常用電源及び飲用水の供給を関係機関とともに迅速に行います。また、食糧や衛生用品を含む必要物資の要請及び供給を迅速に実施するため、国県及び赤十字等の関係機関・団体との連携及び訓練を実施するとともに、災害協定も必要に応じて締結をしていきます。

4 市営住宅の空き部屋の活用

災害時に活用して被災者の居住の安定を確保するため、市営住宅の修繕戸数を増やし、即時に入居できる状態の空き部屋を一定程度ストックします。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下（13）

脆弱性評価

1 業務継続に必要な体制の構築

①職員の災害対応に関する意識及び能力の向上

大規模災害が発生した場合、要請に応じて被災市町村へ職員の応援派遣を実施しています。本市で災害が発生した際に円滑な初動対応や住民ニーズへの対応を行うためには、職員一人ひとりが自身の役割を理解し、災害対応のスキルを身に付けておく必要があります。

②業務継続体制の整備

市業務継続計画に即した各課における行動手順の点検や訓練の実施と検証となります。特に、本部設置施設での業務継続に必要なライフラインが不足になるおそれがあります。

2 庁舎等の機能の確保

①庁舎等の耐震化等（1-1-1 再掲）

庁舎は行政サービスの拠点であり、災害時は防災拠点となる施設であるため、耐震性や災害に対応するための設備を充実する必要があります。本庁舎は平成 26 年 9 月に開庁し、免震構造で非常用発電設備を有しています。各総合支所（4 支所）については、塩川総合支所庁舎及び山都総合支所庁舎が平成 30 年 1 月に開庁し、耐震構造及び非常用発電設備を設置しましたが、高郷総合支所庁舎は、非常用発電設備がなく、また、熱塩加納総合支所庁舎は新耐震基準を満たしていない状況であるため、耐震性や災害等に対応する設備が必要です。

②消防拠点施設の再整備（2-3-1 再掲）

現在の喜多方地方広域市町村圏組合消防本部及び喜多方消防署は災害時における消火・救助・救急活動の拠点となる施設ですが、築 47 年以上経過し、老朽化が進んでいます。庁舎の損壊等による消防力の低下を防ぐ必要があります。

③再生可能エネルギーの導入

再生可能エネルギーは環境面の効果だけでなく、災害時には自立的なエネルギー源となることが期待されるため、施設や地域特性に応じた自立・分散型のエネルギーシステムの導入・普及が必要です。

3 市町村職員間の相互応援体制の推進

①災害時相互応援協定による体制の推進

本市は県内外の多くの市町村と災害時相互応援協定を締結しており、大規模災害発生時は協定に基づき相互に応援派遣ができる体制を構築しています。今後も協定市町村との関係強化と新たな市町村との協定により体制の充実が必要です。

②受援計画の策定

本市で災害が発生し、他の地方公共団体職員を受け入れる場合、どのような職員がそのような業務に従事するか等の想定を事前にマニュアル化しておく必要があります。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下（13）

推進方針

1 業務継続に必要な体制の構築

①職員の災害対応に関する意識及び能力の向上

被災自治体への応援派遣を実施し、災害時対応のスキルアップを図ります。また、職員研修において防災についての講習の機会を設ける等、防災・減災に関する意識の向上と知識の習得に取り組めます。

②業務継続体制の整備

市業務継続計画に即した各課における行動手順の点検や訓練の実施と検証を実施し、計画の随時改訂を行います。

2 庁舎等の機能の確保

①庁舎等の耐震化等（1-1-1 再掲）

災害時における行政機関の機能を確保するため、喜多方市公共施設等総合管理計画及び喜多方市公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づき、本庁舎、各総合支所等の長寿命化などの老朽化対策や改築を計画的に進めます。

②消防拠点施設の再整備（2-3-1 再掲）

被災による消防力の低下を防ぐ必要があるため喜多方地方広域市町村圏組合消防本部及び喜多方消防署庁舎の再整備を進めています。再整備により防災拠点機能の充実を図ります。

③再生可能エネルギーの導入

庁舎の業務継続が可能となるよう、庁舎等での再生可能エネルギー等の導入を促進します。

3 市町村職員間の相互応援体制の推進

①災害時相互応援協定による体制の推進

大規模自然災害時に人的支援を円滑に実施できるよう、相互応援協定市町村との間で防災訓練の相互参加等を通して情報交換や交流を図り、応援体制の強化と災害対応能力の向上を図ります。

②受援計画の策定

応援のために本市へ来る他の地方公共団体職員が業務に従事し、復旧復興が迅速に進むよう、受援計画を策定します。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下（13）

脆弱性評価

4 防災訓練の参加・実施

国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や消防団、自主防災組織等が相互の連携及び災害対応力を強化するとともに、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、市総合防災訓練をはじめ、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部の設置運営訓練等への参加・実施に取り組んでいます。大規模自然災害等が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、実施した訓練を総括し、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関の連携体制及び災害対応能力の強化を推進していく必要があります。

5 緊急車両等に供給する燃料の確保（2-4-1 再掲）

大規模災害発生時に緊急車両等で必要となる燃料を確保するため、福島県石油商業組合会津喜多方支部と災害時の供給協力協定を締結しており、緊急車両等への燃料確保に向けた取組を推進していく必要があります。

6 電力関係事業者間との連携強化

災害発生時に電力については、東北電力ネットワーク株式会社喜多方電力センターと災害時の協力協定を締結しており、被災施設における電力復旧の支援に向けた取組を推進していく必要があります。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下（13）

推進方針

4 防災訓練の参加・実施

大規模自然災害等が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、市総合防災訓練をはじめ、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部の設置運営訓練等への参加・実施に取り組み、災害対応に必要な見直しを積み重ねていくことにより、国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や消防団、自衛消防組織等との連携体制と災害対応力の強化を推進するとともに、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図ります。

5 緊急車両等に供給する燃料の確保（2-4-1 再掲）

大規模災害への応急対応に必要な燃料の確保のため、防災訓練等を通じて、関係事業者等と災害時の供給協力協定による燃料の確保に向けた取組を推進していきます。

6 電力関係事業者間との連携強化

大規模災害への応急対応に必要な電力復旧のため、防災訓練等を通じて、関係事業者等と災害時の協力協定による電力復旧の支援に向けた取組を推進していきます。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止（14）

脆弱性評価

1 消防拠点施設の再整備（2-3-1、3-1-2 再掲）

現在の喜多方地方広域市町村圏組合消防本部及び喜多方消防署は災害時における消火・救助・救急活動の拠点となる施設ですが、築 47 年以上経過し、老朽化が進んでいます。庁舎の損壊等による消防力の低下を防ぐ必要があります。

2 情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の確立

大規模災害時の災害応急対応や重要通常業務の継続、早期の復旧の遂行のためには、それらの業務を支える情報システムやネットワーク等の稼働が必要不可欠な基盤ですが、重要業務に係る情報システムを中断させず、また、中断に至ったとしてもできるだけ早く復旧させるために必要な計画・体制が未整備となっています。

3 情報通信設備の耐災害性の強化

地震や地域停電が発生した場合でも情報通信設備が停止しない体制を構築する必要があります。

本市の重要システムのサーバについては、民間のデータセンターへハウジングし耐災害性を図っています。市役所本庁舎においては、非常用自家発電設備により電源を確保しています。

4 住民への情報伝達手段の充実（1-5-1 再掲）

本市では緊急性の高い災害情報の住民への伝達を、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や災害情報連携システムにより、防災行政無線等やコミュニティFM、市ホームページ、SNS、エリアメール、登録制メールなどの多様な情報発信手段で行っています。

また、本市では、喜多方地区及び塩川地区においては、屋外スピーカー及び戸別受信機により一斉に災害情報等を伝達しており、熱塩加納地区、山都地区及び高郷地区においては市町村合併前よりアナログ防災行政無線を使用し、屋外スピーカー及び戸別受信機により一斉に災害情報等を伝達していますが、アナログ防災行政無線の使用期限である令和 4 年 11 月まで、喜多方地区及び塩川地区と同様の情報伝達手段に切り替えることとしています。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止（14）

推進方針

1 消防拠点施設の再整備（2-3-1、3-1-2 再掲）

被災による消防力の低下を防ぐ必要があるため喜多方地方広域市町村圏組合消防本部及び喜多方消防署庁舎の再整備を進めています。再整備により防災拠点機能の充実を図ります。

2 情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の確立

情報システムの業務継続計画（体制）の策定について早急に検討を行います。

3 情報通信設備の耐災害性の強化

本市の重要システムについては、更なる耐災害性について研究していきます。

4 住民への情報伝達手段の充実（1-5-1 再掲）

使用期限が令和4年11月末までと迫っているアナログ防災行政無線の更新も含め、市全体の情報伝達手段の均衡化を図り、住民等に対して迅速に災害情報を伝達するため、災害情報連携システムを拡充し市内全地区を同一方式の災害情報伝達手段で整備します。

整備後は、コミュニティFMを活用した緊急起動型の防災ラジオ及びデジタル防災行政無線を活用した屋外スピーカーにより市内全域に亘り一斉に災害情報等の伝達が可能となります。あわせて、市ホームページ、SNS、エリアメール、登録制メール、スマートフォン用アプリ等の多様な伝達手段について充実を図ります。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態（15）

脆弱性評価

1 住民への情報伝達手段の充実（1-5-1、4-1-4 再掲）

本市では緊急性の高い災害情報の住民への伝達を、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用や災害情報連携システムにより、防災行政無線等やコミュニティＦＭ、市ホームページ、ＳＮＳ、エリアメール、登録制メールなどの多様な情報発信手段で行っています。

また、本市では、喜多方地区及び塩川地区においては、屋外スピーカー及び戸別受信機により一斉に災害情報等を伝達しており、熱塩加納地区、山都地区及び高郷地区においては市町村合併前よりアナログ防災行政無線を使用し、屋外スピーカー及び戸別受信機により一斉に災害情報等を伝達していますが、アナログ防災行政無線の使用期限である令和４年１１月まで、喜多方地区及び塩川地区と同様の情報伝達手段に切り替えることとしています。

2 放送事業者との連携強化

災害時には、市民、来訪者に正確でわかりやすい情報を提供し、混乱の防止及び適切な行動を呼びかけるため、報道機関と連携して広報活動を展開することが重要となります。

このようなことから、市内コミュニティＦＭ放送事業者とは、締結している「災害時における災害情報等の放送に関する協定」や「災害時の緊急情報の放送に関する協定」に基づき、市総合防災訓練において放送訓練を行うなど、今後も引き続き放送事業者との連携強化を図り、災害広報の充実を推進していく必要があります。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態（15）

推進方針

1 住民への情報伝達手段の充実（1-5-1、4-1-4 再掲）

使用期限が令和4年11月末までと迫っているアナログ防災行政無線の更新も含め、市全体の情報伝達手段の均衡化を図り、住民等に対して迅速に災害情報を伝達するため、災害情報連携システムを拡充し市内全地区を同一方式の災害情報伝達手段で整備します。

整備後は、コミュニティFMを活用した緊急起動型の防災ラジオ及びデジタル防災行政無線を活用した屋外スピーカーにより市内全域に亘り一斉に災害情報等の伝達が可能となります。あわせて、市ホームページ、SNS、エリアメール、登録制メール、スマートフォン用アプリ等の多様な伝達手段について充実を図ります。

2 放送事業者との連携強化

災害時には、市民、来訪者に正確でわかりやすい情報を提供し、混乱の防止及び適切な行動を呼びかけるため、災害時における放送協定等を締結している放送事業者と市が円滑に情報伝達や意思疎通を行えるよう相互に顔の見える関係づくりを進めます。

また、今後は、市総合防災訓練での放送訓練に加え、臨時災害放送局（FM放送）※1開局までの流れについての確認など、連携を強化し、情報共有に努めるとともに災害時における広報活動の充実を図ります。

※1 臨時災害放送局は、被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保し、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局です。本市では、甚大な自然災害などが発生した場合、市内コミュニティFM（FMきたかた）と連携し臨時災害放送局を開設することとなっています。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせ
ない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞(16)

脆弱性評価

1 経済活動の機能維持

大規模自然災害の発生は、事業者の経営だけでなくサプライチェーン全体にも大きな影響を及ぼし、経済活動が停滞してしまうおそれがあります。

2 体系的な道路ネットワークの整備(1-1-4 再掲)

①都市計画道路の整備

災害発生時の緊急輸送路や避難路、延焼遮断帯としての機能をもつ都市計画道路の整備を進める必要があります。

②支援ルートの確保(橋梁長寿命化、耐震化対策)

市管理の389橋の橋梁について、老朽化対策及び耐震化対策を進めていく必要があります。

③無電柱化の推進

地震や強風により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要があります。

3 迂回路となりうる農道・林道の整備

農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の公益的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生回避するため代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点からも農道・林道の整備を推進する必要があります。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせ
ない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞(16)

推進方針

1 経済活動の機能維持

災害時においても経済活動の停滞を招くことのないよう、災害が発生した場合にであっても市内
中小企業が事業活動を継続するために必要な方法などを取り決めておく事業継続計画の策定を促
進するため、機会を捉え、周知啓発を行います。

また、リスク分散やサプライチェーンの複線化に資するよう、工業団地の整備促進と積極的な
誘致活動を行い、企業立地や設備投資を促進します。

2 体系的な道路ネットワークの整備(1-1-4 再掲)

①都市計画道路の整備

災害時の避難路や緊急輸送路としてだけでなく、延焼遮断帯としての機能をもつ都市計画道路
の整備を推進します。

②支援ルートの確保(橋梁長寿命化、耐震化対策)

市管理の県指定緊急輸送路及び幹線道路の道路施設を優先に、橋梁長寿命化計画及び舗装長寿
命化計画に基づき、適切な維持管理を図るとともに、重要橋梁の耐震化の推進を図ります。

③無電柱化の推進

喜多方市無電柱化推進計画に基づき、緊急輸送道路となっている市道等の無電柱化を推進しま
す。また、国県道については、福島県無電柱化整備推進計画に基づく無電柱化の推進を要望しま
す。

3 迂回路となりうる農道・林道の整備

災害発生時の代替輸送路・迂回路の減災・防災対策について関係機関と連携を図り推進し、林
道については、計画的に適切な維持管理を行います。

また、県で施工する広域的な林道の早期完成を引き続き県に要望します。

農道については、適正な維持管理ができるよう組織、集落に対し支援します。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせ
ない

5-2 食料等の安定供給の停滞 (17)

脆弱性評価

1 体系的な道路ネットワークの整備 (1-1-4、5-1-2 再掲)

①都市計画道路の整備

災害発生時の緊急輸送路や避難路、延焼遮断帯としての機能をもつ都市計画道路の整備を進める必要があります。

②支援ルートの確保(橋梁長寿命化、耐震化対策)

市管理の 389 橋の橋梁について、老朽化対策及び耐震化対策を進めていく必要があります。

③無電柱化の推進

地震や強風により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要があります。

2 迂回路となりうる農道・林道の整備 (5-1-3 再掲)

農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の公益的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生回避するため代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点からも農道・林道の整備を推進する必要があります。

3 多様な担い手の育成・確保

本市の農業は、農業従事者の高齢化や後継者不足により、遊休農地の増加が懸念されるため、多様な担い手の育成・確保や担い手への農地の集積・集約化を図る必要があります。

4 農業水利施設の適正な保全管理

本市の農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでいます。また、地域農業を支える農家の高齢化、担い手の不足などにより、施設管理体制が弱体化の傾向であり、農業水利施設の維持管理が課題となっています。

災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が有効に発揮できるよう、水利施設の老朽化対策や防災・減災対策等により、農業生産基盤の維持・向上を図る必要があります。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせ
ない

5-2 食料等の安定供給の停滞 (17)

推進方針

1 体系的な道路ネットワークの整備 (1-1-4、5-1-2 再掲)

①都市計画道路の整備

災害時の避難路や緊急輸送路としてだけでなく、延焼遮断帯としての機能をもつ都市計画道路の整備を推進します。

②支援ルートの確保(橋梁長寿命化、耐震化対策)

市管理の県指定緊急輸送路及び幹線道路の道路施設を優先に、橋梁長寿命化計画及び舗装長寿命化計画に基づき、適切な維持管理を図るとともに、重要橋梁の耐震化の推進を図ります。

③無電柱化の推進

喜多方市無電柱化推進計画に基づき、緊急輸送道路となっている市道等の無電柱化を推進します。また、国県道については、福島県無電柱化整備推進計画に基づく無電柱化の推進を要望します。

2 迂回路となりうる農道・林道の整備 (5-1-3 再掲)

災害発生時の代替輸送路・迂回路の減災・防災対策について関係機関と連携を図りながら推進し、林道については、計画的に適切な維持管理を行います。

また、県で施工する広域的な林道の早期完成を引き続き県に要望します。

農道については、適正な維持管理ができるよう組織、集落に対し支援します。

3 多様な担い手の育成・確保

本市農業の持続的な発展のため、新規就農者や認定農業者等の多様な担い手の育成・確保や担い手への農地の集積・集約化による農地の有効活用を図る取組等を推進します。

4 農業水利施設の適正な保全管理

大規模な水利施設については、国・県で進めている事業の着実な推進を要望し、小規模な水利施設については、適正な維持管理ができるよう組織、集落に対して支援します。

- | |
|--|
| <p>6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る</p> <p>6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止 (18)</p> |
|--|

脆弱性評価

1 避難所等への燃料供給

災害発生時に防災拠点や避難所等で必要となる燃料等を確保するため、福島県石油商業組合会津喜多方支部及び福島県 LP ガス協会会津支部喜多方支部と災害時の供給協力協定を締結しており、石油、ガス及び関連機器の供給を受ける体制を構築していく必要があります。

2 緊急車両等に対する燃料の確保 (2-4-1、3-1-5 再掲)

大規模災害発生時に緊急車両等で必要となる燃料を確保するため、福島県石油商業組合会津喜多方支部と災害時の供給協力協定を締結しており、緊急車両等への燃料確保に向けた取組を推進していく必要があります。

3 電力関係事業者との連携強化 (3-1-6 再掲)

災害発生時に電力については、東北電力ネットワーク株式会社喜多方電力センターと災害時の協力協定を締結しており、被災施設における電力復旧の支援に向けた取組を推進していく必要があります。

4 無電柱化の推進 (1-1-4、2-1-4、2-5-2、5-1-2、5-2-2 再掲)

地震や強風により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要があります。

5 再生可能エネルギーの導入 (3-1-2 再掲)

再生可能エネルギーは環境面の効果だけでなく、災害時には自立的なエネルギー源となることが期待されるため、施設や地域特性に応じた自立・分散型のエネルギーシステムの導入・普及が必要です。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止（18）

推進方針

1 避難所等への燃料供給

大規模災害への応急対応に必要な燃料の確保のため、防災訓練等を通じて、関係事業者等と災害時の供給協力協定による体制の強化を図っていきます。

2 緊急車両等に対する燃料の確保（2-4-1、3-1-5 再掲）

大規模災害への応急対応に必要な燃料の確保のため、防災訓練等を通じて、関係事業者等と災害時の供給協力協定による燃料の確保に向けた取組を推進していきます。

3 電力関係事業者との連携強化（3-1-6 再掲）

大規模災害への応急対応に必要な電力復旧のため、防災訓練等を通じて、関係事業者等と災害時の協力協定による電力復旧の支援に向けた取組を推進していきます。

4 無電柱化の推進（1-1-4、2-1-4、2-5-2、5-1-2、5-2-2 再掲）

喜多方市無電柱化推進計画に基づき、緊急輸送道路となっている市道等の無電柱化を推進します。また、国県道については、福島県無電柱化整備推進計画に基づく無電柱化の推進を要望します。

5 再生可能エネルギーの導入（3-1-2 再掲）

避難所となる公用施設や事業継続が必要な事業所等、生活の継続が必要な家庭においては、災害時に必要なエネルギー源のストックに乏しく、風水力及び太陽光発電、地熱等の再生可能エネルギーの他、ヒートポンプ技術、クリーンエネルギー自動車、電気自動車充給電設備、ガスコージェネレーションシステム、蓄電システム等の高度利用技術エネルギー設備が導入されている施設は一部に限られていることから、各施設等の用途・規模に適合したエネルギーシステムの導入促進を図ります。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止 (19)

脆弱性評価

1 水道施設ライフラインの確保 (2-1-3、2-6-2 再掲)

①水道事業の危機管理体制の整備

本市は、「災害及び事故における水道危機管理対策マニュアル」を平成 21 年度に策定しました。今後は、適宜、マニュアルの見直し及び訓練の実施により、実効性の確保について検証し、災害時における応急給水・応急復旧体制の構築が必要です。

②水道施設等の耐震化、老朽化対策

本市における水道施設の耐震化率は、「浄水施設」が 0 %、「配水池」は、4.9 %、また「管路」については、16.6 %と低い水準ですが、基幹管路は 45.5 %となっており、平成 28 年度全国平均 24.4 %、県平均 19.0 %よりも高い水準となっています。今後は、より一層耐震化を図り、水道施設の安全性の向上を図る必要があります。本市における施設・管路の健全度は、平成 29 年度では、法定耐用年数を過ぎて使用している資産が資産額ベースで 32.3 %あり、このまま更新をしなかった場合の老朽化資産（経過年数が法定耐用年数の 1.5 倍を超える資産）は、平成 29 年度で 6.2 %が、令和 9 年度には 33.0 %となることが推測されることから、早期に施設の更新計画を策定し更新事業の実施が必要であるとともに、事業を進めるに当たっての財源の確保と人材の育成が課題となっています。

2 下水道業務継続計画（BCP）の推進 (2-6-3 再掲)

地震災害時の応急対応、早期回復に向け、平成 26 年度下水道 BCP を策定しています。今後は、適宜、マニュアルの見直し及び訓練の実施により、実効性について検証し、災害時における応急復旧体制の構築が必要です。

また、水害災害時の BCP の策定が必要となっています。

3 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進 (2-6-4 再掲)

感染症等の感染拡大防止、公共用水域の水質保全を図るため、市内に多く残る単独浄化槽について合併処理浄化槽へ転換する必要があります。

4 下水道施設の耐震化・長寿命化対策 (2-6-5 再掲)

下水道施設は早い施設で昭和 60 年度から供用開始されており、供用から 30 年以上経過している施設があり、各施設の老朽化対策として、公共下水道を「ストックマネジメント計画」、農業集落排水施設を「最適整備構想」により、各施設の機能維持を図る必要があります。

大規模自然災害の発生により、浄化センターや管渠等が被災し機能停止するリスクがあります。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止（19）

推進方針

1 水道施設ライフラインの確保（2-1-3、2-6-2 再掲）

①水道事業の危機管理体制の整備

災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、マニュアルの見直しと訓練等の実施による危機管理体制の強化を図ります。災害時において飲料水や生活用水を確保するため配水池への緊急遮断弁の設置の検討や応急給水・応急復旧体制を整備するとともに、公益財団法人日本水道協会をはじめとした広域での授受体制の構築を図ります。

②水道施設等の耐震化、老朽化対策

災害時においても安定的な給水を確保するため、浄水場などの水道施設の耐震化を図るとともに、管路についても基幹管路を重点に耐震化を推進します。

また、計画的な施設改修や管路の更新により、老朽化対策を推進し、「安全と安心を未来につなげる 喜多方の水」を基本理念として、快適なライフライン機能の充実を図るため、施設の耐震化・老朽化による更新対策や財源の確保及び人材の育成を図ります。

2 下水道業務継続計画（BCP）の推進（2-6-3 再掲）

災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、マニュアルの見直しと訓練等の実施による危機管理体制の強化を図ります。

また、水害災害時のBCPの策定を進めます。

3 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進（2-6-4 再掲）

合併浄化槽の個別処理区において、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を推進します。

4 下水道施設の耐震化・長寿命化対策（2-6-5 再掲）

公共下水道は「ストックマネジメント計画」、農業集落排水処理施設は「最適整備構想」を定期的に見直し、持続可能な施設管理を図ります。

また、下水道施設の耐震化の状態を的確に把握し、施設の耐震化対策を図っていきます。

- | |
|---|
| <p>6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る</p> <p>6－2 上下水道等の長期間にわたる機能停止（19）</p> |
|---|

脆弱性評価

5 下水道施設の耐水化対策

大規模洪水の発生により、浄化センター及びマンホールポンプ場等が浸水し機能停止するリスクがあります。

6 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

大規模自然災害の発生により、浄化センター及びマンホールポンプ等の電源が喪失し機能停止するリスクがあります。

- | |
|---|
| <p>6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る</p> <p>6－2 上下水道等の長期間にわたる機能停止（19）</p> |
|---|

推進方針

5 下水道施設の耐水化対策

下水道施設の状況を的確に把握し、施設の耐水化対策の取組を推進します。

6 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

下水道施設の現状を的確に把握し、施設の非常用発電の保有及びマンホールポンプ等の電源確保に向けて取り組んでいきます。

- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態（20）**

脆弱性評価

1 体系的な道路交通ネットワークの整備（1-1-4、5-1-2、5-2-1 再掲）

①都市計画道路の整備

災害発生時の緊急輸送路や避難路、延焼遮断帯としての機能をもつ都市計画道路の整備を進める必要があります。

②支援ルートの確保（橋梁長寿命化、耐震化対策）

市管理の 389 橋の橋梁について、老朽化対策及び耐震化対策を進めていく必要があります。

③無電柱化の推進

地震や強風により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要があります。

2 迂回路となりうる農道・林道の整備（5-1-3、5-2-2 再掲）

農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の公益的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生回避するため代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点からも農道・林道の整備を推進する必要があります。

3 土砂災害危険箇所（急傾斜地崩落危険箇所含む）の周知・対策の推進（1-3-2 再掲）

本市には、県により指定された土砂災害警戒区域が約 170 箇所（急傾斜地崩落危険区域含む）あり、土砂災害の発生による被害が予想されるため、住民への周知が必要です。現在、県事業により土砂災害危険箇所の対策工事が市内で順次進められています。

4 土砂災害防止対策の推進（1-3-3 再掲）

本市には、県が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に多数の住家が存在し、人命にも危害を及ぼすおそれがあります。また、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定は県において順次行っていますが、全市的に区域設定がなされていないのが現状です。

5 道路除雪体制の確保（1-4-2 再掲）

市有除雪車の配備及び民間事業者との契約により、速やかな除雪体制を構築しているが、豪雪時等については、円滑な除雪業務を進めるため、連携強化が必要となります。

また、少子高齢化や担い手不足により除雪業者数の減少が懸念され、除雪体制確保の検討が必要となっています。

6 河川改修の推進・維持管理の強化（1-2-1 再掲）

本市には、国・県管理の一級河川と市管理準用河川があり、近年の異常気象による豪雨等に備え、国・県で進められている河川改修事業の早期完成が望まれます。

地元住民より洪水氾濫防止として、河川の立木伐採や河道掘削の要望が多く出されており、維持管理の強化が急務となっています。

7 地域公共交通の確保

鉄道やバスなどの地域公共交通は、重要な生活基盤であるとともに、災害時の救援物資の輸送や住民避難の手段としても重要であると考えられることから、県や近隣市町村と連携しながら地域公共交通網の維持確保を図る必要があります。

- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態（20）**

推進方針

1 体系的な道路交通ネットワークの整備（1-1-4、5-1-2、5-2-1 再掲）

①都市計画道路の整備

災害時の避難路や緊急輸送路としてだけでなく、延焼遮断帯としての機能をもつ都市計画道路の整備を推進します。

②支援ルートの確保（橋梁長寿命化、耐震化対策）

市管理の県指定緊急輸送路及び幹線道路の道路施設を優先に、橋梁長寿命化計画及び舗装長寿命化計画に基づき、適切な維持管理を図るとともに、重要橋梁の耐震化の推進を図ります。

③無電柱化の推進

市無電柱化推進計画に基づき、緊急輸送道路となっている市道等の無電柱化を推進し、国県道については、福島県無電柱化整備推進計画に基づく無電柱化の推進を要望します。

2 迂回路となりうる農道・林道の整備（5-1-3、5-2-2 再掲）

災害発生時の代替輸送路・迂回路の減災・防災対策について関係機関と連携を図りながら推進します。また、林道については、計画的に適切な維持管理を行っていきます。また、県で施工する広域的な林道の早期完成を引き続き県に要望します。農道については、適正な維持管理ができるよう組織、集落に対し支援します。

3 土砂災害危険箇所（急傾斜地崩落危険箇所含む）の周知・対策の推進（1-3-2 再掲）

県と連携して土砂災害危険箇所等を住民に周知し、土砂災害警戒時の早期避難を支援します。

現在、山崎地区、下三方地区及び本村地区の急傾斜地対策工事が県で進められており、早期完成を引き続き、県へ要望していきます。

4 土砂災害防止対策の推進（1-3-3 再掲）

土砂災害の危険性が高まった場合に住民が適切に避難行動できるよう、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の設定が終了した地区のハザードマップ作成とその説明会により周知を進めます。また、ハザードマップ未策定の地域については県の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の確認により、地域の危険箇所を周知し、災害時の避難行動を支援します。

5 道路除雪体制の確保（1-4-2 再掲）

民間業者と豪雪時の除雪計画について共有し、早期除雪が必要となる路線等、除排雪体制の強化を図ります。また、臨時雪捨て場（雪押場）の確保も必要性を検討し、設置していきます。

今後も積雪状況に応じた除雪体制・制度の見直しを行っていきます。

6 河川改修の推進・維持管理の強化（1-2-1 再掲）

阿賀川下流狭窄部における河道掘削工事の早期完成を引き続き、国へ要望します。また、県管理河川一ノ戸川外の改修の早期完成を県へ要望します。市では準用河川の維持管理及び整備を推進します。国土強靱化に向け、国・県では管理河川の立木伐採や河道掘削を施工しており、引き続き、一級河川の維持管理の強化を要望していきます。

7 地域公共交通の確保

重要な生活基盤であり、災害時の救援物資輸送や移動の手段としても重要な鉄道やバス等の地域公共交通網を、県や近隣市町村と連携しながら、機能の維持確保のため取組を推進します。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-4 異常渇水等による用水の供給の途絶 (21)

脆弱性評価

1 渇水時における情報共有体制の確保

渇水発生時において、適切な初動対応ができるよう渇水対策関係者との連携が必要です。

2 農業用水の渇水対策

異常渇水の発生時又は発生のおそれがない場合においても、渇水時対策資料（用水系統図、消雪・水道水源の位置図等）の準備・提供が必要です。

農業用水の計画的な配水・節水対策を適切に実施するため、関係機関との連携対応が必要です。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-4 異常渇水等による用水の供給の途絶（21）

推進方針

1 渇水時における情報共有体制の確保

渇水のおそれがある場合、適切な初動対応ができるよう、渇水に関する基礎的情報の収集と渇水対策関係者による情報共有を図ります。

渇水の発生時においては、速やかに対策本部を設置し、関係機関及び渇水対策関係者との情報共有を図ります。

2 農業用水の渇水対策

異常渇水の発生時又は発生のおそれがない場合においても、渇水時対策資料（用水系統図、消雪・水道水源の位置図等）の準備・提供が必要であるため、関係機関と連携強化を図ります。

また、農家及び営農集団等に対し、農業用水を確保するために必要な井戸掘削等に要する費用の一部を支援します。

渇水の発生時においては、速やかに対策本部を設置し、農業用水の計画的な配水・節水対策を適切に実施するため、関係機関との連携を図ります。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生（22）

脆弱性評価

1 農業水利施設の適正な保全管理（5-2-4 再掲）

本市の農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでいます。また、地域農業を支える農家の高齢化、担い手の不足などにより、施設管理体制が弱体化の傾向であり、農業水利施設の維持管理が課題となっています。

災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が有効に発揮できるよう、水利施設の老朽化対策や防災・減災対策等により、農業生産基盤の維持・向上を図る必要があります。

2 ため池の決壊等による被害の防止（1-2-5 再掲）

福島県では、東日本大震災によりため池の約2割が被災し、決壊により人命に関わる被害が起きました。

本市には、ため池が147箇所存在し、うち大きな被害が想定されるため池が98箇所存在します。これらのため池について耐震性調査や浸水想定区域図の作成を実施し、周辺住民へ周知していく必要があります。

3 河川改修の推進・維持管理の強化（1-2-1、6-3-6 再掲）

本市には、国・県管理の一級河川と市管理準用河川があり、近年の異常気象による豪雨等に備え、国・県で進められている河川改修事業の早期完成が望まれます。

地元住民より洪水氾濫防止として、河川の立木伐採や河道掘削の要望が多く出されており、維持管理の強化が急務となっています。

4 土砂災害防止対策の推進（1-3-3、6-3-4 再掲）

本市には、県が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に多数の住家が存在し、人命にも危害を及ぼすおそれがあります。また、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定は県において順次行っていますが、全市的に区域設定がなされていないのが現状です。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生（22）

推進方針

1 農業水利施設の適正な保全管理（5-2-4 再掲）

大規模な水利施設については、国・県で進めている事業が着実に事業推進するよう要望し、小規模な水利施設については、適正な維持管理を行おうとする組織、集落に対して支援します。

2 ため池の決壊等による被害の防止（1-2-5 再掲）

大きな被害が想定されるため池すべてを調査し、緊急時の迅速な避難行動がとれるよう、決壊した場合の浸水想定区域等について周辺住民へ周知します。

また、老朽・危険ため池の改修及び廃止について、ため池管理者との協議を進めます。

3 河川改修の推進・維持管理の強化（1-2-1、6-3-6 再掲）

阿賀川下流狭窄部における河道掘削工事の早期完成を引き続き、国へ要望します。また、県管理河川一ノ戸川外の改修の早期完成を県へ要望します。市では準用河川の維持管理及び整備を推進します。

国土強靱化に向け、国・県では管理河川の立木伐採や河道掘削を施工しており、引き続き、一級河川の維持管理の強化を要望していきます。

4 土砂災害防止対策の推進（1-3-3、6-3-4 再掲）

土砂災害の危険性が高まった場合に住民が適切に避難行動できるよう、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の設定された地区のハザードマップ作成とその説明会により周知を図ります。また、ハザードマップ未策定の地域については県の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の確認により、地域の危険個所を周知し、災害時の避難行動を支援します。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7－2 有害物質の大規模拡散・流出（23）

脆弱性評価

1 有害物質の拡散・流出防止対策の推進

有害物質が拡散・流出した場合、油等流出事故など局所的な環境汚染については、早急に現状を把握し、被害の拡大を関係機関とともに防止することが必要です。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-2 有害物質の大規模拡散・流出 (23)

推進方針

1 有害物質の拡散・流出防止対策の推進

有害物質の拡散・流出が発生した場合は、関係機関と連携し、被害を最小限にとどめるため、現場確認、情報収集、住民への周知及び拡散防止の措置を講じます。

また、関係法令に基づき、有害物質を取り扱う事業者に対し指導・啓発を継続して実施し、関係機関との連絡体制を強化することで有害物質の拡散・流出に迅速に対応できるように事前防止対策を推進します。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7－3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく（24）

脆弱性評価

1 放射線モニタリング体制の充実・強化

こしあぶら、野生きのこの出荷制限が継続していることから、自家消費野菜等放射能検査の継続が必要です。

また、放射線量の状況を把握するため、空間放射線量測定の継続が必要です。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7－3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく（24）

推進方針

1 放射線モニタリング体制の充実・強化

自家消費野菜等放射能検査を継続し、その結果を市ホームページにて公表します。

また、市内各施設における空間線量測定を継続し、その結果を文書回覧及び市ホームページにて公表します。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 (25)

脆弱性評価

1 土砂災害防止対策の推進 (1-3-3、6-3-4、7-1-4 再掲)

本市には、県が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に多数の住家が存在し、人命にも危害を及ぼすおそれがあります。また、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定は県において順次行っていますが、全市的に区域設定がなされていないのが現状です。

2 災害に強い森林の整備 (1-3-4「森林の多面的機能の保全」再掲)

木材価格の低迷をはじめ、森林所有者の林業経営に対する意欲の低下や担い手不足、高齢化などにより、森林の整備が行き届かず、水源涵養や山地災害防止等の森林が有する公益的機能の低下が懸念される状況にあります。

3 農業水利施設の適正な保全管理 (5-2-4、7-1-1 再掲)

本市の農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでいます。また、地域農業を支える農家の高齢化、担い手の不足などにより、施設管理体制が弱体化の傾向であり、農業水利施設の維持管理が課題となっています。

災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が有効に発揮できるよう、水利施設の老朽化対策や防災・減災対策等により、農業生産基盤の維持・向上を図る必要があります。

4 鳥獣被害防止対策の充実・強化

イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザルなどによる農作物被害は増加傾向にあり、特にイノシシについては大幅に増加していることから、今後も有害鳥獣被害防止対策の強化を図る必要があります。

5 多様な担い手の育成・確保 (5-2-3 再掲)

本市の農業は、農業従事者の高齢化や後継者不足により、遊休農地の増加が懸念されるため、多様な担い手の育成・確保や担い手への農地の集積・集約化を図る必要があります。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 (25)

推進方針

1 土砂災害防止対策の推進 (1-3-3、6-3-4、7-1-4 再掲)

土砂災害の危険性が高まった場合に住民が適切に避難行動できるよう、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の設定が終了した地区のハザードマップ作成とその説明会により周知を進めます。また、ハザードマップ未策定の地域については県の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の確認により、地域の危険箇所を周知し、災害時の避難行動を支援します。

2 災害に強い森林の整備 (1-3-4「森林の多面的機能の保全」再掲)

森林の循環的利用・林業の活性化により、公益的機能を有する森林を保全するため、国・県補助金等の情報提供を行い、林業の作業効率・生産能力の向上に必要な機械の導入を促進し、これらの事業活用を支援します。

山地災害の防止のため、治山事業の早期完成について引き続き県に要望していきます。

森林整備の基盤として、林内の木材輸送を効率的に行うための林業専用道の整備を推進します。

3 農業水利施設の適正な保全管理 (5-2-4、7-1-1 再掲)

大規模な水利施設については、国・県で進めている事業が着実に事業推進するよう要望し、小規模な水利施設については、適正な維持管理を行おうとする組織、集落に対して支援します。

4 鳥獣被害防止対策の充実・強化

電気柵等による被害防除、鳥獣を寄せ付けないための環境整備、被害を及ぼす個体の捕獲などの総合的な対策の強化を図ります。

5 多様な担い手の育成・確保 (5-2-3 再掲)

本市農業の持続的な発展のため、新規就農者や認定農業者等の多様な担い手の育成・確保や担い手への農地の集積・集約化による農地の有効活用を図る取組等を推進します。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-5 風評等による地域経済等への甚大な影響（26）

脆弱性評価

1 風評被害払拭のための更なる対策

東日本大震災による原子力発電所事故から、観光客や教育旅行などの入込数は落ち込み、徐々に回復傾向にあるものの、風評による影響を完全に払拭できたわけではありません。

本市の観光業や農業生産者の経済振興のため、さらに風評被害を取り除く必要があります。

2 家畜伝染病対策の充実・強化（2-6-6 再掲）

家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、関係機関との緊密な連携の下、初動防疫の徹底など、家畜防疫体制の強化を図る必要があります。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-5 風評等による地域経済等への甚大な影響（26）

推進方針

1 風評被害払拭のための更なる対策

本市や本市の農産物・物産品が安全であるという根拠のもと、全国に向けた更なるPR活動を実施していきます。

2 家畜伝染病対策の充実・強化（2-6-6 再掲）

災害時においても、家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、関係機関との緊密な連携の下、情報収集や初動防疫などの家畜防疫体制の強化を図ります。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済を迅速に再建・回復できる条件を整備する

8－1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態（27）

脆弱性評価

1 災害廃棄物処理計画の策定・推進

平成 30 年 9 月に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時に迅速かつ適切な廃棄物処理を実施する必要があります。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済を迅速に再建・回復できる条件を整備する

8－1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態（27）

推進方針

1 災害廃棄物処理計画の策定・推進

喜多方地方広域市町村圏組合の廃棄物処理施設だけでは処理が困難な量の災害廃棄物が発生することも想定しているため、民間施設の協力体制や広域処理の体制の整備を図ります。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済を迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態（28）

脆弱性評価

1 市町村職員間の相互応援体制の推進（3-1-3 再掲）

①災害時相互応援協定による体制の推進

本市は県内外の多くの市町村と災害時相互応援協定を締結しており、大規模災害発生時は協定に基づき相互に応援派遣ができる体制を構築しています。今後も協定市町村との関係強化と新たな市町村との協定により体制の充実が必要です。

②受援計画の策定

本市で災害が発生し、他の地方公共団体職員を受け入れる場合、どのような職員がそのような業務に従事するか等の想定を事前にマニュアル化しておく必要があります。

2 災害時応援協定締結者との連携強化

大規模災害発生時において、建設関係団体等による応急対策を迅速かつ効果的に行うため、各種建設関係団体等と災害時応援協定を締結しているが、円滑な対応を行う必要があることから、防災訓練等を通じて建設関係団体等との一層の連携強化を図り、日ごろから協定内容や初動対応等を確認する取組が必要です。

3 災害ボランティアセンター

万が一の災害時に社会福祉協議会が主体となり災害ボランティアセンターを設置・運営することとなります。そのため、災害時対応マニュアルを作成し万一の場合に備えておく必要があります。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済を迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態（28）

推進方針

1 市町村職員間の相互応援体制の推進（3-1-3 再掲）

①災害時相互応援協定による体制の推進

大規模自然災害時に人的支援を円滑に実施できるよう、相互応援協定市町村との間で防災訓練の相互参加等を通して情報交換や交流を図り、応援体制の強化と災害対応能力の向上を図ります。

②受援計画の策定

応援のために本市へ来る他の地方公共団体職員が業務に従事し、復旧復興が迅速に進むよう、受援計画を策定します。

2 災害時応援協定締結者との連携強化

大規模災害発生時における応急対策業務に関して、総合防災訓練等を通じて協力協定を締結している建設関係団体等との連携強化を図り、災害時応援協定の実効性を高めていきます。

3 災害ボランティアセンター

社会福祉協議会等や関係団体と連携を図りながら、あらかじめコーディネートを行うボランティアセンターの体制を検討・整備します。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済を迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 (29)

脆弱性評価

1 地域コミュニティの再生・活性化

人口減少や少子高齢化、市民の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいることにより、地域のつながりが希薄化し、地域コミュニティの衰退が懸念されています。

2 地域公共交通の確保 (6-3-7 再掲)

鉄道やバスなどの地域公共交通は、重要な生活基盤であるとともに、災害時の救援物資の輸送や住民避難の手段としても重要であると考えられることから、県や近隣市町村と連携しながら地域公共交通網の維持確保を図る必要があります。

3 自主防災組織等の結成・強化 (1-5-5 再掲)

大規模災害が発生した時に被害の拡大を防ぐためには、国や県、市の対応（公助）だけでは限界があります。自分の身を自分で守る（自助）とともに、より身近な地域の方々が防災活動に取り組むこと（共助）が重要になりますが、本市自主防災組織の組織率が約3割と低い状況です。

4 避難行動要支援者名簿の作成・更新 (1-5-2 再掲)

災害対策基本法に基づき、市で避難行動要支援者名簿を作成しています。保健福祉部が把握する要援護者等の情報を含めて作成していることから、定期的に更新して名簿登録者の状況を把握することが必要です。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済を迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 (29)

推進方針

1 地域コミュニティの再生・活性化

地域コミュニティは、地域生活で重要な役割を持っているとともに、災害時に地域の人々が互いに助け合う「共助」を担う基盤となる単位であり、平時より地域のコミュニティを強化することは、災害時の地域対応力の強化につながるものです。

このため、地域コミュニティの役割を重視し住民のコミュニティ活動を維持・活性化することにより、災害時における「共助」の能力を育て、併せて様々な地域の課題に対応していく環境の整備に努めます。

2 地域公共交通の確保 (6-3-7 再掲)

鉄道やバスなどの地域公共交通は、重要な生活基盤であるとともに、災害時の救援物資の輸送や住民避難の手段としても重要であると考えられることから、県や近隣市町村と連携しながら、引き続き地域公共交通網の維持確保のための取組みを推進します。

3 自主防災組織等の結成・強化 (1-5-5 再掲)

自主防災組織は、地域住民の方々が「自分たちの地域は自分で守る」という連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、平常時には、防災知識の普及、地域の災害危険個所の把握、防災訓練の実施等を行い、災害発生時には災害による被害を軽減するため、初期消火、避難誘導、炊き出し等の活動を行う等、いわば実働組織としての役割を期待されています。

未結成地区での結成に向けた支援を積極的に行い協力体制の構築を促進します。

4 避難行動要支援者名簿の作成・更新 (1-5-2 再掲)

災害対策基本法に基づく名簿の作成と定期的な更新を行います。作成に関しては、庁内の連携を密にして対象者を遺漏なく名簿に登載するとともに、必要に応じて関係機関に提供できるよう対応していきます。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済を迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失 (30)

脆弱性評価

1 防災に対する意識啓発及び地域コミュニティの醸成

指定文化財の防災設備・耐震化等については、文化財所有者や管理者により整備が進められていますが、文化財に対する防災意識の相違等により対応に差が生じている状況にあります。

伝統的建造物群保存地区においては、今後防災計画を策定する予定であり、現在、基礎調査が進められています。

指定無形文化財については、地元住民による保存団体活動により保存・継承が図られています。

市内の郷土民俗館に収蔵及び展示されている資料については、災害時の被害を最小限にとどめる工夫がなされていないのが現状です。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済を迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失 (30)

推進方針

1 防災に対する意識啓発及び地域コミュニティの醸成

貴重な文化財が将来にわたり適切に管理されるよう、文化財所有者や管理者へ対し防災設備や耐震化への意識啓発を行います。また、文化財保存活用地域計画の策定において防災・防犯に関する現状や課題を整理し、防火・防犯・耐震対策などに関する取組の方向性を記載していきます。

伝統的建造物群保存地区においては、防災計画の作成を行います。策定後は災害時に防災計画に基づく行動を速やかに取れるよう、日ごろからの良好なコミュニティ維持を働きかけます。

指定無形文化財については、地域コミュニティの維持により保存団体の継承が図られるよう、相談に応じ支援します。

市内の郷土民俗館に収蔵及び展示されている資料について、災害時の被害を最小限にとどめるよう、展示や収蔵の方法について点検・改善を行います。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済を迅速に再建・回復できる条件を整備する

8－5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態（31）

脆弱性評価

1 地籍調査による用地所有者把握

被災した道路の復旧や住宅の再建、仮設住宅用地の確保等を進めるうえで、地籍調査が未実施の場合、土地の境界の復元を容易にできず、境界確認に多くの時間と手間が必要となり、復旧・復興が遅れる要因となります。

本市における地籍調査は、一部の地域で未実施地区があることから、着実に調査を進める必要があります。

2 コミュニティ単位での避難・移転用地確保

孤立集落の発生や集落単位での被災では、再建を断念する住民の市外流出、分散避難による地域コミュニティの崩壊や限界集落化、少子高齢化の加速の危機にもなります。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済を迅速に再建・回復できる条件を整備する

8－5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態（31）

推進方針

1 地籍調査による用地所有者把握

被災した道路の復旧や再建、仮設住宅の用地確保等を円滑に進められるよう、国県の支援のもと、地籍調査を着実に推進します。

2 コミュニティ単位での避難・移転用地確保

孤立集落の発生や集落単位で被災しても、地域コミュニティが損なわれない避難や移転を実現します。

2 重点施策の選定

計画策定に当たり、影響の大きさ、緊急度、進捗状況、平時の活用等の視点から、計画期間内に優先して取り組む施策を「重点化施策」として選定します。

重点化施策については、上記の 31 項目のリスクシナリオ全てを本計画における重点施策と位置付けることとし、これらに基づく推進方針及び個別事業においては、分野別事業計画等において位置付けを行い、実施していくものとします。

なお、推進方針の具体的な目標管理については、社会経済並びに国及び県の施策の情勢を受けて予算化や施策に反映できるよう適宜管理していくものとします。

3 計画の推進と進捗管理

(1) 計画の推進体制

本市の強靱化に向けた取組に当たっては、全庁横断的な体制の下で、全庁一丸となって推進していく必要があります。また、国、県、関係団体、民間事業者、市民等との連携・協力を進めることが非常に重要となっており、平時から様々な取組を通じた関係構築を進めるとともに、オール喜多方で効果的な実施に努めます。

(2) 進捗管理

計画の実効性を高めるため、進捗管理については、各分野別事業計画等のもと、PDCAサイクル（PLAN（計画策定）、DO（実行）、CHECK（点検・評価）、ACTION（処置・改善））により行います。

進捗状況の把握に当たっては、総合計画や実施計画等関連計画で行う事業評価（進捗管理）と連携して実施します。また、関連事業の進捗状況や各種取組結果等を踏まえ、所管部署が中心となり、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保等を行いながら事業を推進します。

本市だけでは対応できない事項については、国、県、関係機関等への協力要請等を通じ、事業の推進を図ります。

(3) 計画の見直し

本計画については、社会情勢の変化、国や県等の強靱化に関する施策の取り組み状況や本市の施策の進捗状況を考慮しつつ、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うものとします。なお、本計画は、他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けているものであることから、他の計画の国土強靱化に関連する内容については、それぞれの計画の見直し、修正等の時期に合わせて検討を行い、総合計画と整合を図ります。



喜多方市国土強靱化地域計画

策 定／令和 3 年 3 月

発 行／喜多方市

編 集／市民部生活防災課消防防災係

〒966-8601

喜多方市字御清水東 7 2 4 4 番地 2

TEL0241-24-5221 FAX0241-22-9571